

令和5年2月7日 開会

令和5年2月10日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

令和 5 年 2 月 定 例 会

1 会 期 4日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議時刻	議 事
1	2月7日	火	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ・会期決定 ・諸報告 ・第1号～第13号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	8日	水	—	【常任委員会 議案審査】
3	9日	木	—	
4	10日	金	10:00	<ul style="list-style-type: none"> 【議会運営委員会】 ・第1号～第13号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・第14号議案 上程、提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

目 次

2月定例会議案等	3
2月定例会一般質問項目表	4

【2月7日（火）】

●開会	7
●会期決定	7
●諸報告	7
●第1号～第13号議案	
○上程	7
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長）	7
○質疑	9
○委員会付託	9
●広域連合一般に対する質問（6人）	9
◎永淵史孝議員	9
「1 防災学習広場について」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
◎野副芳昭議員	12
「1 第9期に向けた介護保険制度改正について」	
◎答弁者：副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）	
「2 ドクターヘリの広域連携の拡充強化」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）	
◎松永憲明議員	20
「1 地域包括ケア体制の充実と機能強化について（令和4年2月広域連合定例会の続き）」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「2 地域包括ケアシステムを支えるエッセンシャルワーカーとしての介護人材確保について」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
◎白石昌利議員	24
「1 防災教育と広報及び火災予防等の行政指導について」	
◎答弁者：予防課長（谷口英也）	
◎諸泉定次議員	28
「1 介護事業者の休止・廃止の現状と対策は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「2 生活支援サービスの現状は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「3 認知症対策」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「4 搬送困難な事例と対策は」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）	

「5 女性消防吏員の処遇対応について」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
「6 適材適所の人事異動やストレスケアについて」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
◎川崎健二議員	34
「1 昨年7月と10月に近所の同じ場所で救急車が立ち往生をした。原因分析や今後の対応等を問う」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）	
「2 マンションなど高層建築物の現状と火災への対応について」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）	
「3 聴覚や発話に障がいがあり、音声で緊急通報することが困難な方々が利用できる「ネット119緊急通報システム」の普及・活用状況について	
◎答弁者：情報指令課長（砥川勇人）	
[当日配付資料]	
・ 諸報告	38
・ 委員会付託区分表	38

【2月10日（金）】

● 第1号～第13号議案	
○ 委員長報告	41
・ 介護・広域委員会（◎諸泉定次委員長）	41
○ 委員長報告の省略	41
○ 報告に対する質疑	41
○ 討論	41
○ 採決	41
● 第14号議案	
○ 上程	42
○ 提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略	42
○ 採決	42
● 議決事件の字句及び数字等の整理	42
● 会議録署名議員指名（諸泉定次議員、川崎健二議員）	42
● 閉会	42
[当日配付資料]	
・ 委員会審査報告書	43

● 2月定例会議案等

広域連合長提出議案			
第1号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計予算	令和5年2月10日	可決
第2号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	令和5年2月10日	可決
第3号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	令和5年2月10日	可決
第4号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）	令和5年2月10日	可決
第5号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）	令和5年2月10日	可決
第6号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）	令和5年2月10日	可決
第7号議案	佐賀中部広域連合条例の読点の表記を改める条例	令和5年2月10日	可決
第8号議案	佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例	令和5年2月10日	可決
第9号議案	佐賀中部広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	令和5年2月10日	可決
第10号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和5年2月10日	可決
第11号議案	佐賀中部広域連合広域計画について	令和5年2月10日	可決
第12号議案	専決処分について（令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））	令和5年2月10日	承認
第13号議案	専決処分について（佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	令和5年2月10日	承認

委員会提出議案			
第14号議案	佐賀中部広域連合議会傍聴規則及び佐賀中部広域連合議会会議規則の読点の表記を改める規則	令和5年2月10日	可決

報告書等			
議決事件の字句及び数字等の整理について		令和5年2月10日	決定
介護・広域委員会審査報告書			
消防委員会審査報告書			
第1号報告	専決処分の報告について		

一般質問項目表

○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会

令和5年2月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	永渕 史孝	一問一答	1 防災学習広場について
2	野副 芳昭	一問一答	1 第9期に向けた介護保険制度改正について 第9期の介護保険制度の見直しは何か 2 ドクターヘリの広域連携の拡充強化 (1) 広域管内への出動件数の推移は (2) 他県との協定事業内容は (3) ドクターヘリの運航要領は (運航日・搭乗者・搭載資器材) (4) ドクターヘリでの搬送の効果は
3	松永 憲明	一問一答	1 地域包括ケア体制の充実と機能強化について（令和4年2月広域連合定例会の続き） (1) この1年間でどのように進捗したのか ア 各地域の包括支援センターの事業評価による改善 イ 職員のスキルアップ ウ 生活支援コーディネーター等の体制強化 エ システムの再構築 (2) どんな課題が残ったのか (3) 今後の取り組みは 2 地域包括ケアシステムを支えるエッセンシャルワーカーとしての介護人材確保について (1) 現状と課題 (2) 今後の具体的な取り組み方
4	白石 昌利	一問一答	1 防災教育と広報及び火災予防等の行政指導について (1) 火災・風水害・地震時の避難に向けての防災教育等の取り組みは (2) 火災時の煙の怖さと煙から身を守る対策は (3) 木造建築物が密集する地域における火災予防の取り組みは
5	諸泉 定次	一問一答	1 介護事業者の休止・廃止の現状と対策は 2 生活支援サービスの現状は 構成市町間で、ごみ出し、買い物支援、移送サービスなど、どれくらい連携しているか 3 認知症対策 若年層の認知症が増えてきていると聞くが現状と対応は 4 搬送困難な事例と対策は 重症化したコロナ患者の搬送の現状と政府の第5類への移行体制は 5 女性消防吏員の処遇対応について 女性消防吏員の採用状況と配属先は 6 適材適所の人事異動やストレスケアについて (1) 人事異動への希望の反映は (2) 惨事ストレスケアの方法は
6	川崎 健二	一問一答	1 昨年7月と10月に近所の同じ場所で救急車が立ち往生をした。原因分析や今後の対応等を問う 2 マンションなど高層建築物の現状と火災への対応について 3 聴覚や発話に障がいがあり、音声で緊急通報することが困難な方々が利用できる「ネット119緊急通報システム」の普及・活用状況について

令和 5 年 2 月 7 日

令和5年2月7日(火)

午後2時00分～午後5時44分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 田中 英行	○	○	○	11. 江原 新子	○	○	○
2. 田 渕 厚	○	○	○	12. 久米 勝也	○	○	○
3. 堤 克彦	○	○	○	13. 中村 宏志	○	○	○
4. 諸 泉 定次	○	○	○	14. 実松 尊信	○	○	○
5. 野 副 芳昭	○	○	○	15. 永 渕 史孝	○	○	○
6. 白石 昌利	○	○	○	16. 松 永 憲明	○	○	○
7. 古 川 輝英	○	○	○	17. 川 副 龍之介	○	○	○
8. 筒 井 佐千生	○	○	○	18. 重 松 徹	○	○	○
9. 川 崎 健二	○	○	○	19. 川原田 裕明	○	○	○
10. 御 厨 洋行	○	○	○	20. 山 下 明子	○	○	○

【凡例】 会議時間：①14:00～15:28 ②15:40～16:29 ③16:40～17:44 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英 隆	副広域連合長	横 尾 俊 彦
副広域連合長	江里口 秀 次	副広域連合長	内 川 修 治
副広域連合長	伊 東 健 吾	副広域連合長	池 田 一 善
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	森 留美子
事 務 局 長	石 橋 祐 次	消 防 局 長	片 渕 義 孝
副局長兼総務課長兼業務課長	宮 崎 直 樹	消防副局長兼総務課長	柿 内 信 一 郎
消防副局長兼警防課長	貞 島 秀 晴	認定審査課長兼給付課長	金 子 健 一
予 防 課 長	谷 口 英 也	情 報 指 令 課 長	砥 川 勇 人
佐賀消防署長	東 山 哲 三		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉 持 直 幸	議会事務局参事	宮 崎 直 樹
議会事務局副局長	西 村 侯 二	議会事務局書記	宮 崎 弘 充
議会事務局書記	勝 見 伸 太 郎	議会事務局書記	倉 谷 裕

本 日 の 案 件

●開会

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

- 第1号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計予算
- 第2号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
- 第3号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
- 第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第6号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
- 第7号議案 佐賀中部広域連合条例の読点の表記を改める条例
- 第8号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例
- 第9号議案 佐賀中部広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第10号議案 佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11号議案 佐賀中部広域連合広域計画について
- 第12号議案 専決処分について（令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））
- 第13号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
永 淵 史 孝	1 防災学習広場について
野 副 芳 昭	1 第9期に向けた介護保険制度改正について 2 ドクターヘリの広域連携の拡充強化
松 永 憲 明	1 地域包括ケア体制の充実と機能強化について（令和4年2月広域連合定例会の続き） 2 地域包括ケアシステムを支えるエッセンシャルワーカーとしての介護人材確保について
白 石 昌 利	1 防災教育と広報及び火災予防等の行政指導について
諸 泉 定 次	1 介護事業者の休止・廃止の現状と対策は 2 生活支援サービスの現状は 3 認知症対策 4 搬送困難な事例と対策は 5 女性消防吏員の処遇対応について 6 適材適所の人事異動やストレスケアについて
川 崎 健 二	1 昨年7月と10月に近所の同じ場所で救急車が立ち往生をした。原因分析や今後の対応等を問う 2 マンションなど高層建築物の現状と火災への対応について 3 聴覚や発話に障がいがあり、音声で緊急通報することが困難な方々が利用できる「ネット119緊急通報システム」の普及・活用状況について

● 開 会

◇議長（山下明子議員）

ただいまから、令和5年2月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長（山下明子議員）

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から2月10日までの4日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から2月10日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長（山下明子議員）

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告（38ページ掲載）〕

● 議案上程

◇議長（山下明子議員）

次に、日程により、第1号から第13号、以上の議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長（山下明子議員）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、令和5年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

ここ数年にかけての新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、本広域連合の介護保険事務や消防事務においても、多くの新たな対応を余儀なくされました。

早期の終息を願うばかりですが、このようなコ

ロナ禍の状況の中でも、できることを模索し、各事務において最良の取組を実施していくよう努めてまいります。

本広域連合の役割は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことであり、その実現に向けて目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えております。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関と連携し、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針につきまして申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、令和3年度から第8期介護保険事業計画の期間を迎えております。制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を営むことを可能とする施策の実現に努めてまいります。

そのためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、市町とともに地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みづくりに努めてまいります。この施策として、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能の充実を行い、介護予防事業をはじめとした地域支援事業のさらなる推進を行ってまいります。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用の頻度が上がっていることなどにより、制度が始まってから年々利用者及び給付費ともども増加を続けてきましたが、ここ数年その増加が鈍化しております。こういった高齢者のサービス利用実態を的確に捉え、適正な介護サービスの提供を図ってまいります。

そのためには、適正な認定調査等を行い、公平・公正な要介護認定を推進いたします。また、介護サービス事業者の指導・育成を行い、適正な

サービス提供の体制づくりを推進し、これらを給付適正化事業として取り組んでまいります。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれの状況に応じた、適切な納付につながる公平・公正な収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めてまいります。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防事務につきまして申し述べさせていただきます。

昨年も全国各地において大雨による自然災害が発生し、河川の氾濫や土砂災害などにより、尊い人命や大切な財産が数多く奪われております。また、いつ発生してもおかしくない大規模地震への備えも必要であり、多様化・激甚化・頻発化する災害から住民の生命、身体、財産を守るため、日々の訓練のみならず、大規模災害を想定した合同訓練や各種研修会へ積極的に参加することにより、柔軟かつ機動的な災害対応能力の強化を図ってまいります。

まず、火災への対応につきましては、火災予防啓発・広報活動に重点を置き、引き続き火災予防対策に取り組んでまいります。一般住宅においては、住宅用火災警報器の設置率向上に加え、10年を経過した機器の適切な維持管理や住宅用消火器の設置促進につきまして、積極的な働きかけを行ってまいります。また、事業所や不特定多数の方々が利用される施設などに対し、防火設備の適切な維持管理などのハード面における指導はもちろん、防火管理体制などのソフト面につきましても指導を徹底してまいります。

次に、救急への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、夏場の記録的な猛暑などにより、救急需要はますます増大しております。このような状況下においても救急サービスを停滞させないために、SNSなど、様々なツールを活用して救急車の適正利用を呼び掛けるとともに、未然に事故を防ぐ「予防救急」の啓発に努めてまいります。

また、救急救命士の養成や救急研修などを継続し、救急隊員の更なるレベルアップに努めるとともに、住民の方々に対しては、AEDの取り扱い

を含めた救命講習の実施など、応急手当の普及啓発を行うことにより、救命率と社会復帰率の向上を目指します。

更には、防災拠点施設となる消防庁舎や消防・救急車両などの施設整備を計画的に進めることにより、消防体制の基盤強化を図ってまいります。これらの施策により、消防の使命であります住民の安全・安心を守ることを目的として、消防サービスの更なる向上に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、予算編成につきましては、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を行っております。第1号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、広域行政に係る事務などに関する経費となっており、その予算総額は約15億8,556万円となっております。令和4年度当初予算と比較しますと、約3.2パーセントの増となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、第8期の介護保険事業計画における方向性を実現するため、必要な体制を構築する経費を措置しております。

また、令和6年度からの第9期の介護保険事業計画を策定いたします。

これは、本広域連合の圏域におきまして、地域におけるニーズ、高齢者人口等を勘案し、介護保険の施策や給付量の見込みを定めるものです。

より有効な施策を定めるため、有識者、被保険者等による策定委員会を設置いたしまして、計画の策定を行ってまいります。また、構成市町の高齢者保健福祉計画と一体となる必要があることから、その整合を図ってまいります。

次に、第2号議案「介護保険特別会計予算」は、予算総額約321億6,308万円となっており、令和4年度当初予算と比較しますと、約0.3パーセントの減となっております。

歳出予算につきましては、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定める第8期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

次に、第3号議案「消防特別会計予算」は、予

算総額約54億4,014万円となっており、令和4年度当初予算と比較しますと、約4.6パーセントの増となっております。

歳出予算につきましては、消防力の強化や防災基盤の安定化に要する経費の措置を行っております。

次に、令和4年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

第4号議案「一般会計補正予算(第2号)」は、補正額約206万円の減で、補正後の額は、約15億5,924万円となっております。その主なものは、決算見込みに伴う措置となっております。

次に、第5号議案「介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、補正額約11億172万円の減で、補正後の額は、約323億5,867万円となっております。その主なものは、決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費の減額を行っております。

次に、第6号議案「消防特別会計補正予算(第3号)」は、寄附金歳入に伴う措置を行っております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により御検討をいただきたいと存じます。

次に、条例等の議案につきまして御説明申し上げます。

第8号議案「佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護につきまして全国的に共通の制度が適用されるため、同法の施行に関し必要な事項を定めるものです。

第11号議案「佐賀中部広域連合広域計画について」は、本広域連合の基本的な方針等を定めている広域計画につきまして、地方自治法第291条の7の規定に基づき議決をお願いするものです。広域計画につきましては、本広域連合では5カ年ごとに策定しており、現在の計画の対象期間が今年度までとなっているため、次年度からの広域計画を定めるものです。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、そ

れにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(山下明子議員)

これより、議案に対する質疑を行います。これまでにも通告がありませんので、これをもって議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

第1号から第13号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表(38ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可します。

○永渕史孝議員

佐賀市議会自由民主党の永渕史孝です。私は通告に基づきまして1点の質問をいたします。

防災学習広場についてです。

以前、中部広域連合議会の消防委員として、これは2016年10月と記憶していますが、6年ほど前、横浜市民防災センターを見学いたしました。このような施設が佐賀にもあればとそのとき感じたのですが、その後の関係者の尽力もあって、現在、市民が防災学習を体験できる施設、コロナ禍の真ただ中ではありましたが、防災学習施設が2021年5月10日に完成し、この春に開館から2年を迎えることとなります。

先日、施設見学に伺いましたが、泥水の歩行体験や地震体験シミュレーター、また、VR消火体験などの最先端の技術を駆使したコーナーも多く見られ、大変楽しく防災について学べる場所でした。

この質問、総括では改めて開館に至った経緯と現状を振り返っていただきます。振り返る際、施設の建設費用や運営費用、入場者数推移や入場者

の年齢分布などをお聞かせください。

以上、総括の質問といたします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

防災学習広場についてお答えいたします。

まず、施設の整備に至った経緯についてお答えいたします。

近年、全国各地で毎年のように記録的な大雨による河川氾濫や土砂災害が発生するなど、災害は多様化・激甚化・頻発化しております。

このような中、住民の防災意識を高め、また、地域防災の発展の一助となれるような施設として、消防局庁舎の新設に併せ令和3年5月10日から運用を開始しております。

整備に要した費用は約1億円です。

1年間の運用費用としましては、人件費を除き、約250万円でございます。

次に、施設の運用についてお答えいたします。

施設は原則事前予約制としており、利用時間は9時30分から16時まででございます。

1組10人以下とし、担当職員の案内の下、1日4組、40人の枠で受け入れております。

休館日は、土曜日と祝日、年末年始としております。

これまでの利用状況でございますが、運用開始から新型コロナウイルスの影響を受け、一時閉館しなければならない期間もございました。利用者数は昨年末までの約1年8か月間で延べ491組、2,261人の方に体験していただいております。

世代別では、幼児241人、小学生544人、中高生117人、一般の方が1,359人となっております。

構成市町別では、佐賀市が1,875人、多久市が63人、小城市が101人、神崎市87人、吉野ヶ里町25人です。このほか管外からの利用は110人です。

曜日別では、全体の約4割の方が日曜日に利用されております。

防災学習広場についての御説明は以上でございます。

○永渕史孝議員

コロナ禍の中で厳しい船出となった防災学習広場ですが、質問しようと思ったのは、私も先日見学をして、もっと多くの市民が知るべき、また、

活用すべきであると感じて今回質問をしております。

新型コロナウイルス対策ですが、政府はこのほど新型コロナウイルスの感染症の法上の位置づけを今年の5月8日から5類に引き下げると決定しました。今までは防災学習広場の広報などをやりたいけれども、人数規制対策などもあり、積極的の広報が難しかったと思いますが、いよいよここからはもっと広報をし、多くの方に知ってもらふ必要性を感じます。

改めて市民の周知徹底をする上で、例えば、施設紹介動画などを制作し、SNS等で周知できる体制づくり等もしてみたいかと思いますが、また、こういうパンフレットを置く場所をもう少し増やすということではいろんな施設情報を流すということも必要だと思いますが、現在の広報、周知の状況と今後の広報展開について御質問いたします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

施設の概要や利用方法につきましては、消防局のホームページや各種広報紙などでPRを行っております。

観光施設としての広報については考えておられません。議員が言われるように、パンフレットの配置場所や動画によるPRなど、広報活動の強化に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○永渕史孝議員

あちらのほうに行くと、子供向けのミニ消防車なども入り口に置いてあったりして、親子連れとかに対しても非常に良心的な形の施設だなと感じ取ったりもする部分です。そういう部分でもっと広報を、先ほど言ったように、新しい広報をどんどんしていく必要性を感じたりします。

続いて、この入場についてお聞かせ願いたいんですけども、先日、私の見学の折は、当日連絡にもかかわらず、午後には見学対応していただきました。ヒアリングでは当日飛び込みでもお時間が調整可能なら体験受付しているということで、非常に市民の皆さんにも良心的な施設だなと思ったんですが、ただ、先ほどから御発言もあってのように、ホームページでは1組10名までと制限

が現在かかっているということで、これだと、例えば、学生が学級で見に行くとなってもなかなかこの人数とうまく調整がつかないとかというところで、学習施設としてもいかなものかなという形もあってですね。それで、この人数制限緩和はそろそろ考えてもいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

10名制限の緩和をとということでございますが、防災学習広場では、地震や洪水体験など、利用者への危険性があるものもございます。事故防止の観点から、1組10名という人数制限を設けさせていただきます。

しかしながら、自由に見ていただける展示スペースなどもございますので、一定の人数制限は設けながらも、状況によって柔軟に対応していきたいと考えております。

○永淵史孝議員

柔軟に対応していくということで、そういう考えが必要かなと思います。

さて次に、これも先ほど発言があった話ですが、先ほど日曜日は非常にはやっているという話でしたけれども、土曜日、私は開館するべきじゃないかと思っているんですね。私、地域で子供会等していますけれども、ほかの地域はどんな感じが分かりませんが、土曜日によく地域のイベントはやるんですよ。それで、日曜日は家族で過ごしていただきという時間に充ててもらって、土曜日にそういう地域でいろんな子供向けのイベントとかをやるんですけど、その中でこういう学習施設などが土曜日に閉館しているというのがいかなものかなと、これも感じるんですけど、この辺り、変更の御検討などはいかがでしょう。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

土曜日の開館は考えていないのかという御質問でございますけれども、これまでの実績を見ても休日の需要が高いことは認識しております。住民の皆様が利用しやすいように、将来的には土曜日の開館について検討していきたいと考えております。

○永淵史孝議員

大変前向きでいいなと思うんですけども、この施設は有効利用していきたいところです。

さて、今日は1つずつ変えられませんかという点で質問を続けるんですけども、先ほどこれもあった16時までという閉館時間なんですけれども、これも通常で考えたら、17時までちゃんと開館しておくべきかなと思うんですよ。何かこういうところが、ちょっとした1時間だけの話ですけど、市民にとっては必要なサービスの時間だったりするのかなと思うんですけど、この辺り、御答弁をお願いします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

運用開始当初から余裕を持った運営としておりましたが、開館時間の延長につきましても検討したいと考えております。

○永淵史孝議員

大変気持ちよい答弁でございますけれども。

次に、横浜市民防災センターにも実は今回の件を質問するに当たってヒアリングさせていただいたんですけども、あちらはコロナ禍前は入場者が1年間10万人いらっしゃったそうでございます。横浜市の人口はまず約337万人ぐらいなんですね。じゃ、コロナ禍、横浜市の市民防災センターはどんな感じだったかということ、令和2年度は2万4,000人の方がお越しになったそうです。令和3年度になると、少しコロナが落ち着いたとか増えてきて、少し対策ができて4万5,800人がお越しになられたということで、コロナ禍前の横浜の施設を参考に、人口35万人の中部広域連合管轄の人口のうちの計算していくと、横浜で考えて申し訳ないけど、横浜で考えていくと、1.5%から2%ほどが目標入場者数になるんじゃないかと思うんですね。ただ、あちらは単独施設で、こちらに関しては消防署の下についているということで、ちょっと状況は違うんですけども、そうなってくると、大体5,300人ぐらいから7,000人ぐらいというのが見えてくるんですけど、ここまではちょっとと思われるかもしれないけど、やっぱり目標入場者数を設定するというのは大事なことのような気がしますが、いかがでしょうか。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

コロナ禍の運用開始となり、外出自粛などもございましたので、目標数を掲げることはできておりませんでした。今後は類似施設の状況を調査しながら、適切な目標を検証し、より多くの人に利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○永渕史孝議員

矢継ぎ早に質問しておりますけれども、次の質問ではアフターフォローが大事だという質問なんですけれども、横浜市民防災センターでは、お越しになった方が帰られる際の来場者特典として、自分の居場所を音で「ピー」と知らせる災害用グッズの防災ホイッスルをプレゼントされていたそうでございます。これは大変面白い試みだなと思いました。帰宅後も施設を、また、防災意識を忘れないようにするためのかなと思って、行き届いているなと思ったんですけれども、佐賀市議会でも先日議員研修があったんですが、熊本県から来られた危機管理防災企画監という有浦隆さんという方も、私はいつもバッグの中に防災ホイッスルを入れていて、家族も入れるように言っているんだということ言っていますね。やはり何か地震があったときに、自分がここにいるよと知らせるというような目的とか、いろいろほかにもあるでしょう。そういう目的の中で、常に防災というのを意識してもらうために、そういうものを持っていることが素晴らしいんだということで、横浜も導入しているという話だったんですけど、あっちがよくてとか、そういう話はあんまり言い過ぎるとよくないかなと思うんですけど、僕はすごくいいなと思ったんです。

現在もシールとかを配って子供たちとかすごく喜んではいるんですが、家に帰っても防災利用できるものとかを渡すと、アフターフォローとして、また、この施設の愛着としていいのかなと思うんですが、この辺りいかがでしょうか。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

防災グッズをお配りしてはどうかとの質問ですが、現在も小学生や小さいお子様連れの御家族などには火災予防広報のグッズをお渡ししておりま

す。

防災に役立つもの、そして、記憶に残るようなグッズの配布につきましても、予算の状況を見ながら検討させていただきたいと考えております。

○永渕史孝議員

本当にこの質問に至った経緯というのは、1億円かけて造ったということでしたけれども、行かれると分かるんですけど、本当にこれは素晴らしい施設だと思います。でも、いろんな方がここは経験して知ってもらう必要があるし、子供たちとかにもどんどん来てもらって知ってもらったらと思っているんですね。先ほど観光としてはちょっとおっしゃっていましたが、考え方を少し変えていけば、そういう余暇に防災を学ぶなんて本当にすてきなことだなと思います。本当に素晴らしいものを造っていただいたと思うんですけれども、最後の質問ですが、改めて防災学習広場の今後の活用について、どうのお考えの下、進めていけるのか、その決意をお聞きます。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

今後の展開についての御質問ですが、地域防災の発展のため、そして、住民の皆様楽しく学んで、知って、災害に備えていただくために整備をさせていただいた施設でありますので、広報強化や適切な環境整備を行い、地域防災教育の一助となれるような施設運用に努めてまいりたいと考えております。

○永渕史孝議員

質問を終わります。

○野副芳昭議員

神埼市の野副です。通告していました第9期に向けた介護保険制度改正についてと、佐賀県に配備されて佐賀広域消防本部にも必要とされているドクターヘリの広域連携の充実強化の2項目について質問いたします。

高齢化に伴い、介護費用は急増し、介護保険も上昇しています。厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会においては、2022年、令和4年ですが、12月に2024年度の介護保険改正に向けた意見をまとめられています。

介護保険制度改正に向けた議論は原則として3

年に一度行われ、12月に意見をまとめるのが慣例となっています。この意見を受けて厚生労働省が2023年の8月に基本指針を示すようになってい

ます。そこで、令和6年度からの介護保険の第9期の期間となりますが、それに向けた介護保険制度改正の見直しはどのようなものがあるのか、質問いたします。

次に、救急医療用ヘリコプター、ドクターヘリの広域連携の拡充強化についての質問をします。

ドクターヘリは、1995年、平成7年1月17日の阪神淡路大震災の経験から必要性が認識され、多くの人の尽力で配備が進みました。その結果、2011年3月11日の東日本大震災では18機が被災地に飛んで、164人の傷病者を救命搬送しています。

このドクターヘリは、2001年の本格運用の開始から21年たった2022年に、47都道府県の全てで運用が始まりました。医師や看護師、医療機器を載せて救急現場に空路で傷病者のもとに駆けつけることができます。

佐賀県にお尋ねしたところ、現在、福岡県と長崎県との間で相互応援協定を結んでいるとのこと

です。そこで、佐賀県が2014年度にドクターヘリを導入され、県内に1機しかないドクターヘリが出動中だった場合、他県との協定による応援や佐賀県防災ヘリの活用状況を伺い、拡充強化に向けての佐賀広域消防本部の考えを質問します。

まず、佐賀県ドクターヘリが2014年に運用を開始し、現在までの佐賀広域消防局管内への出動件数の推移はどうなっているのか。

次に、他県との協定事業内容はどのようになっているのか。

そして、ドクターヘリの運用要領は、運行日、搭乗者、搭載資機材など、どのようになっているのか。

最後に、ドクターヘリでの搬送効果はどうか、質問します。

答弁の内容によっては質問席から再質問を行います。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

第9期の介護保険制度の見直しはどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、令和4年12月20日付で社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険制度の見直しに関する意見がまとめられています。これは昨年3月から14回の会議を経てまとめられた、約40ページにわたる意見になって

おります。制度見直しにつきましてはこの意見を受けて国が基本指針を示すこととなりますが、その基本指針は令和5年の夏頃となりますので、現段階では今回の社会保障審議会の意見について御説明を

いたします。この社会保障審議会では様々な事項が検討されておりますので、高齢者や介護事業者に影響が大きいと思われる項目について4つほど御紹介させていただきます。

1つ目は、通所と訪問を組み合わせるなどの複合型サービスの創設です。社会保障審議会では、居宅介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合型サービスの類型などを検討することが適当であるという意見が出されて

おります。2つ目は、施設や居宅介護事業所における介護ロボットなどのテクノロジーの活用です。介護ロボットやICT機器の導入などは地域医療介護総合確保基金による様々な支援策のメニューがありますが、テクノロジー化がさらに進むように、介護事業者等に対するワンストップの窓口の設置を目指すことが適当であるなどの意見が出されて

おります。3つ目は、保険料のさらなる多段階化などの検討です。この項目では保険料について多段階化、高所得者の保険料の引上げ、低所得者の保険料の引下げなどの検討が適当で、第9期計画の介護保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当であるという意見が出されて

おります。4つ目は、利用者負担割合における2割、3割負担の所得基準の見直しの検討です。この項目では利用控えにつながるから慎重に検討すべきや、保険料の上昇抑制のために見直しが必要など、見

直しへの反対と賛成の両論が併記されており、第9期計画に向けて結論を得ることが適当という意見が出されております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

議員御質問のドクターヘリについてお答えさせていただきます。

佐賀県ドクターヘリの機体主である佐賀大学の統計によりますと、佐賀広域消防局管内での出動件数は、2014年度に開始され2018年度までは年間約130件前後で推移しており、2019年度は158件に達し、2020年度からは出動件数が減少し91件で、2021年度は74件でした。しかし、今年度は12月末で97件となっており、増加傾向にあります。

次に、他県との総合応援協定についてですが、佐賀県によりますと、長崎県、福岡県と約75キロの範囲で協定を結んでおり、2県とも佐賀県全域に出動可能とのことでございます。

また、要請手順に関しましては、本局の情報指令課から両県のドクターヘリ運航管理センターへ直接連絡することとなっております。

運航要領についてですが、ドクターヘリは365日出動可能となっており、救急医療の専門医及び看護師、パイロット、整備士が乗り込み出動します。また、機内には人工呼吸器や除細動器など救急医療に必要な機器及び医薬品を搭載しているとのことです。

また、ドクターヘリを要請した場合の効果ですが、厚生労働省の統計によりますと、医師による治療開始が救急車より早くできると発表されています。例として、搬送距離40キロの地点では、救急車で受入れ可能な病院まで搬送するために約80分かかるところ、ドクターヘリでは災害現場まで約40分で到着し速やかな治療を開始できるという効果がございます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

それでは、再質問をしたいと思います。

介護保険制度改正見直しについてであります。様々な見直しの意見が述べられました。高齢者や事業者等に関し、メリット、デメリット等があり、

議論が今後尽くされるというふうに思います。

大切なのは、今後の高齢化に伴い、介護費用が急増するというふうなことになるというふうに思います。全国で介護保険制度がスタートした2000年度の約3.7倍で推移しているというふうなことが先ほどの答弁の中でありましたように考えられると思いますね。

また、介護費用が急増する、これに伴い、介護保険料も上昇していくというふうなことが考えられると思います。

65歳以上の保険料の全国平均月額も第1期の2,911円から第8期の6,014円と約2.1倍の水準ということです。

ここで佐賀中部広域連合の基準額の月額は現在5,960円、年額で7万1,520円というふうになっておりますが、全国の月平均に比べて広域連合のほうでは基準額が少なくなっていることは住民の皆様方にとってはありがたいというふうに感じます。

そこで、佐賀中部広域連合で2000年度の介護保険制度スタート時と比べてどれくらい増えているのか、お尋ねします。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

第1期からどれくらい増えたかという御質問ですが、介護費用と保険料のことを言われましたので、給付費と保険料についてお答えいたします。

まず、介護給付費費用決算の数値で比較いたしますと、第1期の初年度に当たります平成12年度決算が129億円、第8期の初年度に当たります令和3年度決算が286億円と、約2.2倍増加しております。

また、保険料につきましては、保険料基準額で比較いたしますと、第1期が月額3,068円、第8期が月額5,960円と、約1.9倍になっております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

今の答弁でもありましたように、佐賀中部広域連合での給付費は約2.2倍、介護保険料については約1.9倍と、両方とも約2倍程度になっているというふうなことです。今後の給付費及び介護保険料の額が懸念されるというふうな思うんですが、そこで、今後、2025年問題とか2040年問題等

が起こると言われております。全国での介護費用では、2025年度には約16兆円、2040年度には約27兆円と推計されているというふうなことが言われています。介護保険料においては全国平均で2025年度には7,200円、2040年には9,200円になるというふうに見込まれております。

その際、佐賀中部広域連合で給付費や介護保険料についての推計は行っておられるのか、お尋ねします。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

将来推計についての御質問ですけど、第8期の事業計画の中で中・長期推計を行っております。

給付費につきましては、標準給付費見込額といたしまして、2025年が約326億8,000万円、2040年が約402億5,000万円と推計しております。

また、保険料につきましては、基金を使わない場合の保険料基準額といたしまして、2025年が月額6,844円、2040年が月額8,550円と推計しております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

介護給付費が増えていることにより、国は国が定める保険料の標準段階を第8期では9段階で設定してありますが、今回の見直しでそれをさらに多段階化するという話も聞いております。

佐賀中部広域連合での第8期の介護保険料の段階はどのようになっているのか、お尋ねします。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

保険料の所得段階についての御質問ですが、当広域連合では第6期から保険料の所得段階は11段階としております。第8期につきましても国の標準段階の9段階ではなく11段階とし、保険料を算出しております。

○野副芳昭議員

介護保険料の設定で国の方針では所得に応じて基準額の0.3から1.7倍と9段階で設定されているのが原則でありまして、高所得者ほど多く負担する仕組みになっておるようです。

佐賀中部広域連合では11段階に設定してありますが、細かくこういうふうな11段階に設定した理由と効果をお尋ねします。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

保険料の所得段階を11段階とし、9段階以上の所得の高い方を対象として保険料率を引き上げることで保険料基準額を抑えることができております。

この結果、所得の低い方の負担軽減や保険料の急激な上昇の抑制を図っております。

○野副芳昭議員

低所得者、介護保険のべんり帳の中においても、1から3段階の被保険者には、2019年、令和元年ですけれども、10月の消費増税、8%から10%になりましたが、それに伴う軽減措置も導入されているようです。

今後の事業計画策定委員会の中においても審議はされると思いますが、低所得者の介護保険料の軽減措置を含め、第9期の保険料の多段階化についてはどのように考えておられますか。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

第9期の保険料につきましては、議員おっしゃったように、令和5年度に設置される佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会の中で、様々な制度改正や社会情勢を鑑みて、国の標準段階を超える多段階についても検討するように考えております。

○野副芳昭議員

介護保険料に対する住民の皆様におかれましては、介護保険料なんですけどね、年金生活や低所得者の方も多数おられます。今の社会においては物価高騰等で生活費の工面をされながら毎日を送っておられます。その点を考慮していただき、事業計画策定委員会で審議していただきたいというふうに思います。

次に、介護サービスを利用した際の自己負担割合について質問します。

保険料のほか、高齢者の負担となるのが介護保険の利用者負担であります。介護サービスを利用した際の自己負担の割合は、第1号被保険者で本人の合計所得が160万円未満の人は1割ですが、年金を含む所得が一定以上の人は2割を負担、所得が現役並みの人は3割負担というふうになっています。

その負担割合は、先ほど見せましたように、べり帳の中にも第1号被保険者の判定表として明記されています。この中に明記されてある基準表は佐賀中部広域連合だけのものなのか、全国一律なものなのか、お尋ねします。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

介護保険の利用者負担につきましては、介護保険法施行令で定められております。その施行令の原則といたしましては、議員もおっしゃったように、160万円以上、それから、220万円未満が2割負担となります。220万円以上が3割負担ということになります。これは施行令で定められているとおり全国一律の基準となっております。

○野副芳昭議員

先ほどの9段階を11段階に佐賀中部広域連合は独自で設定していると、全国においても11段階以上のところもあるというふうなことも聞いております。この介護保険料については、2割、3割負担は全国一律というふうなことです。

現在、1割から3割の負担割合が出ていると思いますけれども、佐賀中部広域連合管内でのそれぞれの負担割合、1割がどれぐらいか、2割がどれぐらいか、3割がどれぐらいなのか、そこを把握しておられますでしょうか。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

利用者の負担割合につきましては、毎年更新することとなっております、その更新のための介護保険負担割合証を7月に交付しておりますので、令和4年7月現在での数字をお答えいたします。

人数の割合でいいますと、1割負担の方が93.25%、2割負担の方が4.30%、3割負担の方が2.45%、このような割合となっております。

○野副芳昭議員

今の推計の中においては、1割負担の方は全体の93.25%というふうに言われまして、非常に多くを占めておられるというふうなことが分かりました。

大体もともとは1割負担が原則であったものが、軽減措置があったときに、2割、3割というふうなことができ、給付費を抑えようとしているわけですが、2割が4.30%、3割が2.45%と負担割

合が出ていますが、このような中で全て1割負担だったというふうに想定した場合、2割、3割の給付率でどれぐらいの影響があったのか、そこを聞きたいと思います。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

令和3年度の給付費の決算の数字でお答えいたします。

利用者負担が全て1割負担である場合と比べますと、約2億2,300万円の給付費が抑えられていることとなります。金額では億を超える金額となっておりますけど、この金額は給付費全体からみると、約0.78%程度ですので、現行の所得基準のままでは給付費を抑えることへの影響はあまりないと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

今答弁でもありましたように、金額でいえば、2億2,300万円というふうなこと、全体的に比べればというふうな形の答弁がありましたけれども、非常に多くを占めていると私は感じるわけですね。パーセントでいえば、全体の0.78%というふうなことで、1%に満たない率になりますが、今後、2割、3割負担の個々人の方がサービス利用を控えようとする方も出てくる可能性もあるのかなというふうに感じます。介護が必要な高齢者が負担増を避けようとしてサービス利用の回数を減らせば、結果として要介護度が上がる。将来の給付増にもはね返るというふうなことにもなりかねません。このような点も踏まえながら慎重に考えるべきであるというふうに思います。

介護費用が急増する中で、介護が必要になってもその人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築ということが基本理念とされております。まさにそのとおりだというふうに感じます。

佐賀中部広域連合での第9期の事業計画に向けての考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○副局長兼総務課長兼業務課長（宮崎直樹）

第9期の事業計画策定につきましては、令和5年度に設置する佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会で議論して策定することになります。その策定委員会において、今回議員から御質問の

ありました社会保障審議会介護保険部会の意見やその意見を基に令和5年度の夏頃に国から示される国の基本指針、さらには、今年度当広域連合で実施しております高齢者実態調査などの内容を十分に精査し、基本理念に沿った計画となるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

しっかり審議をしていただきながら議論していただいて、また9期に向けて利用者の方たち、また、住民の皆様方が安心して暮らせるような社会づくりを構築していただきたいというふうに思います。

以上で介護保険についての質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして、ドクターヘリについての一問一答を行いたいというふうに思います。

広域連合管内への出動件数についてですが、先ほどの答弁によりますと、出動件数はここ2年減ったものというふうな件数が報告されました。全国でも同様に2年間は減っております。報道関係、新聞等を見てのことですが、これは定かかどうかわかりません。新型コロナウイルス感染症の流行によると見られる事故の減少などの影響があるかも分からないと、外出等が少なくなってきたとか、その点で事故が少なくなったとか、そういうふうなことも報道されています。全国では年間2万5,000件以上で大体推移しているというふうなことも言われております。

福岡県においては2002年2月に、九州・山口で最も早く、全国でも5番目にドクターヘリを導入し、当初はこのドクターヘリの認知度も低く、2002年度の出動件数は131件ということです。それから、2014年度においては、佐賀、大分両県の出動を含めて年間430件ほどで、約3.3倍に上っているというふうなことも報道されております。

ドクターヘリの必要性はこの結果から年々高まっているというふうに考えてもいいのかなというふうに思います。

そのような中で、現場到着時間について質問します。

他県での例ではありますが、病院から市内への転院をさせる病院間搬送でドクターヘリの運用をして20分で目的先の病院へ搬送が完了しているというふうな報告もあっております。仮に救急車なら片道だけで45分かかるといふような距離であったとのこと。

今転院での例を挙げましたが、佐賀広域消防局管内では、災害や事故現場到着までにかかる時間はどれぐらい想定できるのか、お尋ねします。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

議員の質問についてお答えします。

佐賀県ドクターヘリ運航要領によりますと、佐賀広域消防局管内は基地病院から25キロ圏内にあり、飛び立ってから約7分以内で到着することが可能と示されております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

運航要領の中で示されているというふうなことだというふうに思いますけれども、7分以内ということは救急車に比べれば素早く現場に着ける時間であるというふうに思います。とても速いということとびっくりいたしました。いかにドクターヘリが速いのかということが再確認できたというふうに思います。

次に、要請について質問します。

ドクターヘリの要請についてですが、答弁であったように、ドクターヘリは消防からの要請で出動ということで、救急車で運ばれた患者を受け入れるようになっています。ドクターヘリを要請する際に、患者の状態を見て、どのような判断基準でドクターヘリの要請をするのか、お尋ねします。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

ドクターヘリ要請の判断は佐賀県ドクターヘリ運航要領に基準があります。主なものを申し上げますと、この基準は、119通報と情報指令課で受信し、通報内容で、突然激しい胸の痛みや頭痛、自動車事故で閉じ込められている、また、高所からの転落など、生命の危機が切迫しているか、その可能性が疑われる場合に要請ができるとなっています。

以上でございます。

○野副芳昭議員

これは判断というのはとても難しいというふう
に思うんですね。ただ基準に沿ってちゃんと要請
のほうをするというふうなことになっていますの
で、その要請基準等をしっかり把握しておかんと、
要請ができないというふうに思いますね。

最初の答弁の中で、要請手順は佐賀広域消防局
の情報指令課から直接連絡できるので、素早い行
動ができることによって、事故現場では早急の医
療措置ができることに安心をいたしたところでご
ざいます。

佐賀県においてドクターヘリは1機なんです
が、面積が広い県、また、島が多く点在している
県等のところでは、1機では運用が大変と思
うんですね。

そこで、全国で運用されているドクターヘリ
の状況をお尋ねします。

○消防副局長兼警防課長(貞島秀晴)

事業主体である佐賀大学によりますと、現在、
全国で56機のドクターヘリが導入されており、
北海道では4機、青森、新潟、千葉、静岡、
兵庫、鹿児島では2機導入されているとのこと
です。佐賀県は2014年に1機導入されてお
ります。

以上でございます。

○野副芳昭議員

都道府県において、このドクターヘリの数は
いろいろ多岐にわたっているというふう
に感じております。先ほど言いましたように、
面積の広さ、また、島の多さ、山関係、
いろんな障害物等があつて、2機、
北海道においては4機というふう
なことが考えられ、運用にも多分工夫
をしておられるものと察知することが
できますが、各都道府県において
運用するには維持費もかかるという
ふう
に思うんですね。

他県との協定も結んでおられること
と思いますが、そこで、佐賀県にお
いてドクターヘリの維持費、これは
県によって違うと思うんですが、
佐賀県においてドクターヘリの維持
費は年間どれぐら
いかかるのか、お尋ねします。

○消防副局長兼警防課長(貞島秀晴)

事業主体である佐賀大学によりますと、
人件費を含め、年間約2億5,000万
円の維持費がかかる
とのことです。

以上でございます。

○野副芳昭議員

年間2億5,000万円ということとな
れば、追加購入などはちょっと考え
られないかなど。こちらで財政負担
も考慮しなくちゃいけませんので、
なかなか考えられないというふう
に思います。そこら辺が2機目の購
入には課題になってくるとい
うふう
に考えられてくるとい
うふう
に思います。

そうならば、なおさら他県との協
定強化が考えられるというふう
に思いますが、救急隊の皆さんの
迅速な行動が必要になってくると
いうふう
に思いますね。それと、的確な判
断を期待したいというふう
に
思います。

次に、離着陸指定地について質問
したいというふう
に
思います。

県全体のドクターヘリ離着陸指定
地は、2015年度時点で162か所
でありました。これは県全体です
よ。そのうち学校のグラウンドが
38%の62か所でありました。
佐賀広域消防局管内での離着陸
指定箇所は何か所あつて、どの
ような施設に離着陸しているの
か、お尋ねしたいというふう
に
思います。

○消防副局長兼警防課長(貞島秀晴)

現在、佐賀広域消防局管内での
ドクターヘリの離着陸指定箇所は
39か所あり、一番多いのは運動
公園や球場など公共施設のグラ
ウンドの20か所で約51%、次
に小・中学校グラウンドが6か
所で約15%、公共の公園が5
か所で約13%、あとは河川敷
や空港、病院のヘリポート、官
公庁の敷地となっております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

私もドクターヘリが到着したとき
に立ち会ったことが2回ほどあ
ります。そのときには家の近所
でもありましたので、小学校の
グラウンドに着陸されました。
消防隊の方が事前にグラウンド
に放水されて、ほこりが飛ばな
いようにということ
です
ね。そのときはたまたま日曜日
で子供たちも

いませんでしたので、別に学校等の子供たちが飛び出してくるとかというようなこともありませんでした。

管内においては離着陸の指定地が一番多いのが運動公園、また、球場というふうなことで、小・中学校のグラウンドが意外と少ないのには驚いたというふうなことです。多分これは教育現場であるのを配慮しているのかなというふうな感じがいたします。

現在、小・中学校のグラウンドを使ってあるところも離着陸ということでもまだありますが、そういうふうなところは今のところ問題なく指定箇所というふうになっているということに関してはありがたいというふうに思いますね。

次に、他県のドクターヘリが困難なとき、例えば、他県でも出動しているとか、いろんな理由があると思いますが、他県のドクターヘリが困難なときに、防災ヘリとの連携等は管内では可能になっているのか、質問したいというふうに思います。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

佐賀県によりますと、防災ヘリを救急ヘリとして活用することも可能であり、状況によっては佐賀大学医学部附属病院の先生を乗せ現場へ出動することも可能であるとのことです。

また、令和4年8月、佐賀県から各消防本部に佐賀県消防防災ヘリコプターの効果的な運用についての通知があり、ドクターヘリの要請に時間を要する場合は防災ヘリの要請も可能となっていることから、防災ヘリとの連携は十分に取れているものと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

可能というふうなことの答弁でありました。

この防災ヘリは、消火、防災、救助用として運用されていますが、救急患者搬送にあまり使われていないというふうな今の結果から思います、ドクターヘリほどの医療機器はなくとも、医師や看護師を乗せて救急搬送に出動してもらえれば、相当な数の人が助かるというふうなことも言われております。ドクターヘリと防災ヘリ、この2機

を効率よく運用させることによって、ドクターヘリが出動できない事態を減らすこともできると言われています。

他県との協定だけでは解決が難しい問題もあり、協定していても、先ほども言いましたように、他県へのヘリが出動した場合は対応できないケースも出てくるというふうなことも考えておいたほうがいいのかというふうに感じますけどね。

佐賀広域消防局管内において佐賀県防災ヘリとの連携は取れているというふうなことで、今まで防災ヘリを救急ヘリとして要請したことがあるのか、佐賀中部広域管内で。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

令和3年4月から令和4年3月までの実績ですが、佐賀県内で3件の救急要請があっており、うち1件が佐賀広域消防局管内で要請しております。以上でございます。

○野副芳昭議員

最後になりますけれども、ドクターヘリも連携して使えるというふうなことで、今までも実績もあるというふうなことで、大変心強いというふうに思います。

このドクターヘリに関しては関係の方が、ドクターヘリを導入するだけにとどまらないで都道府県の県境をまたいだ広域連携を一層充実することなどが、より効果的で機動的な救急医療体制を目指すべきだというふうに訴えておられます。

救命率の向上に成果を上げる一方、出動要請の重複に対応するための2機目の導入、隣県との相互乗り入れなどに取り組む必要があるというふうなことも言われております。

このドクターヘリを増やすには、ドクターヘリのヘリコプターだけでなく、医師とかパイロットの確保も不可欠になってきます。費用の面が大変厳しくなるというふうな考えます。

九州・山口の全県でドクターヘリが導入された今、課題は県境を越えた相互乗り入れの充実強化が必要であるというふうに思います。効果的な運用に向けて関係機関で連携を図ることが今後は重要になってくることでしょう。ドクターヘリは都道府県が運用しておりまして、県境を越える運行

は自治体同士の協定が必要になるので、協定内容によっては他県のヘリのほうが速く到着できる場合でも、この佐賀県であれば、佐賀県のヘリを呼ばなくてはならないというふうなことになります。自分の県が優先では住民に対するシステムの恩恵を平等に受けられるような協定が今後必要になってこなければならないというふうに思います。県境を越えた生活圏での運用を図るには、患者が発生した県の基地局が違う場合、初めから隣県のドクターヘリの出動を要請できること、また、県内で起きた交通事故が隣県のドクターヘリを出動したケースなど広域連携が功を奏したというふうな例もあります。

佐賀中部広域連合管内でも隣県から、例えば、福岡、長崎のほうがアクセスが容易な地域もあるはずだというふうに思います。都道府県をまたいだ福岡県、長崎県など、広域連携を一層拡充するなど、佐賀広域消防局から佐賀県に対して、管理が佐賀ですので、佐賀県に対して効果的で機動的な救急医療体制を目指すための手段を訴えていただきたい。これだけドクターヘリの必要性がありますと、また、隣県との協定も見直すところも見直し、今後、救命措置が迅速に対応できるように、処置ができるようなことも佐賀県のほうに必要性を訴えていただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

議員がおっしゃられているさらなる連携強化については、県全体の問題でもありますので、県と県内消防本部と話し合いながら研究していきたいと思えます。

以上でございます。

○野副芳昭議員

ありがとうございます。

以上で質問を終わりたいというふうに思います。

◇議長（山下明子議員）

ここで10分ほど休憩します。会議は15時40分に再開します。

午後 3 時28分 休 憩

午後 3 時40分 再 開

◇議長（山下明子議員）

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○松永憲明議員

それでは、通告に従いまして、2点総括質問を行います。

まず1点目、地域包括ケア体制の充実と機能強化についてでございます。

高齢者が住み慣れた地域において安心して元気に暮らすことができるよう、また、高齢者とその家族、介護者が抱える様々な課題に対して適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関であります地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域の様々な機関やボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加し、包括的、継続的な支え合いを行う地域包括ケアシステム構築の一層の推進と体制の充実、機能強化を図ることが重要だと思います。

昨年2月の広域連合定例会における私の地域包括ケア体制の充実と機能強化についての一般質問で、次の4点が答弁されました。1つ目には、各地域の包括支援センターの事業評価による改善、2つ目に、職員のスキルアップ、3点目に、生活支援コーディネーター等の体制強化、4点目に、システムの再構築であります。この4点について、この1年間でどのように進捗したのか、答弁を求めます。

2点目、地域包括ケアシステムを支えるエッセンシャルワーカーとしての介護人材の確保についてでございます。

介護の現場においては、離職率が高いことが問題となっております。特に、特定施設入居者生活介護に従事する職員は、その他の介護職員と比べて離職率が高いのが特徴です。令和2年度に発表された介護労働実態調査では18.8%、また、令和3年度ではやや改善したものの、16.2%の人が離職したというデータが出ております。

ちなみに、そのほかの職種の令和3年度での離職率は、訪問介護で13.3%、通所介護15.0%、介護老人福祉施設で13.4%、介護老人保健施設で11.6%という実態となっております。

本来、高齢者の生活サポートをするならば、24時間体制を整える必要があります。しかし、人手不足のため、それが難しいのが現状です。

そこで、質問ですが、本広域連合管内でも地域包括ケアシステムを支えるエッセンシャルワーカーとしての介護職員の人材不足を来してはいないか。この人材確保について、現状と課題についてお答えください。

以上を申し上げまして、総括質問といたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

まず、地域包括ケア体制の充実と機能強化について、議員からの御質問があった4点につきましてお答えいたします。

初めの各地域の包括支援センターの事業評価による改善につきましては、国の指標による評価を各センターごとに実施し、未達成項目の改善に取り組んでおります。また、各センターと個別のヒアリングを行いまして、改善するように指導しております。未達成項目の例といたしましては、地域ケア会議での地域課題の抽出や、生活圏域のケアマネジャーがどのような要望があるかを把握しているかなどがあり、こうしたことの改善に取り組んでおります。

次に、職員のスキルアップについてですが、連合圏域内の地域包括支援センター全職員を対象にしたスキルアップ研修を年に2回実施しております。上半期の実施内容ですが、厚生労働省が設置しております認知症介護研究・研修東京センターの職員による認知症に関する講義をリモートにて行いました。下半期の実施内容ですが、厚生労働省職員による介護予防ケアマネジメントに関する講義を集合形式によって行いました。

次に、生活支援コーディネーターの体制強化についてですが、まず、このこと的前提として、財源である地域支援事業交付金の枠が同一である認知症地域支援推進員及びチームオレンジコーディネーターの配置と併せて考える必要があります。この財源の枠は市町ごとの積算であるため、市町ごとに検討を行っているところです。特に、生活圏域が複数あります佐賀市、小城市、神埼市の民間に委託している包括支援センターでは、基本的

には生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員が兼務による1名の配置としております。

なお、検討が進んだ小城市については、新たに出てきましたチームオレンジコーディネーターの検討の中で、小城南部地域包括支援センターにおいては生活支援コーディネーターを兼務から専任にすることで体制強化につながっております。

最後に、システムの再構築ですが、地域包括支援センターシステムを再構築しまして、昨年7月半ばから稼働しております。新しいシステムでは、スムーズな画面遷移ができるなど、操作の手間が減った部分が多くあり、事務の効率化に寄与しております。

また、新しい機能も設けております。ケアマネジメントにおける居宅介護支援事業所との情報連携が手作業からデータ連携になり、さらに、総合相談における相談記録の分類機能や音声入力などの機能も追加いたしまして、事務の効率化を図っております。

次に、介護人材の現状と課題についてお答えします。

介護人材の状況につきましては、公益財団法人介護労働安定センターが毎年実施している事業所における介護労働実態調査がありますので、その調査結果を参考にしております。令和3年度の調査においては、訪問介護員や介護職員の職種を中心に、全体として約6割の事業所が従業員の不足を感じているという結果でした。また、本広域連合においても、実際に事業所から募集しても人材が集まらないとの声を聞くことがありますので、依然として介護人材が不足している傾向が続いていると認識しております。そのため、介護職員の離職防止や定着促進、新規就労者の促進、働きやすい環境づくり、外国人などの多様な人材の活用等により、今後必要となる人材を安定的に確保することが課題と考えております。

以上でございます。

○松永憲明議員

それでは、一問一答に入っていきます。

まず、1つ目の地域包括ケア体制の充実と機能強化についてなんですけれども、今この1年間の

取組、進捗状況が答弁されたわけですけれども、この取組の中でどのような課題が残っているのか、それをまずお答えください。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

1年の取組の課題についてお答えします。

先ほどお答えしました4つの項目のうち、3つの項目につきまして課題があります。

まずは各地域の包括支援センターの事業評価による改善ですが、各センターの評価に係る未達成項目の中では、そのセンターだけの問題ではなく、センターの生活圏域における居宅介護支援事業所などの連携機関が関係する未達成項目もありますので、その改善には時間がかかるという課題があります。

次に、生活支援コーディネーターの体制強化についてですが、財源である地域支援事業交付金の枠は市町ごとに異なります。また、各生活圏域の高齢者の人口も違うため、業務量も異なります。このため、先行した小城南部地域包括支援センターの事例を全てのセンターに当てはめていくことは難しいという課題があります。

最後に、システムの再構築ですが、課題が2つあります。まず、今回のシステムの再構築では、全ての構成市町での実施ができませんでした。このことは広域連合のスケールメリットを生かしていないと考えております。

システムのもう一つの課題ですが、総括質問でも御説明いたしましたプランの委託先データ連携システムについて、システムを導入した居宅介護支援事業所が導入時に計画した98事業所のうち、46の事業所にとどまっていることが課題として残っております。

以上でございます。

○松永憲明議員

いろいろ取り組まれてきて、課題もあるということでありませぬけれども、ただいま答弁いただきました課題を踏まえまして、今後、具体的な取組をどういうふうにされようとしているのか、それをお答えいただきたいと思っております。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

課題への今後の取組についてお答えいたします。

まずは各地域の包括支援センターの事業評価による改善でございますが、各センターと本広域連合が評価の未達成項目の確認を毎年行っていくというのはもちろんのこと、改善を早めるために包括支援センター間で情報交換ができる場を提供するなど、着実に改善につなげていきたいと考えております。

次に、生活支援コーディネーターの体制強化ですが、生活圏域が複数ある佐賀市、小城市、神埼市には、配置方法に併せて、それぞれの財源枠の範囲内での配置に係る費用の検討もしていただくようにしております。全ての生活圏域に均一の配置を行うのではなく、各市町の状況に合わせて市町ごとに検討を進めていくということになります。

最後に、システムの再構築ですが、2つの課題への取組を御説明いたします。

1つ目は、全ての構成市町におけるシステムの再構築ではなかったため、今回の更新時期である令和9年度の前々年度である令和7年度までに全ての構成市町でシステムの統合の再構築を行いたいと考えております。

2つ目に、ケアプランの委託先である居宅介護支援事業所とのデータ連携システムについては、多くの居宅介護支援事業所に導入していただくよう再度募集を行います。また、プランの受託件数が多い事業所につきましては、複数のライセンスを配付するように検討したいと考えております。

以上でございます。

○松永憲明議員

今後の取組ということで今3点示していただきましたけれども、各市町におきましても、それぞれ独自の予算がある中で、またこういったところもということになると、かなり厳しい面もあろうかと思っておりますけれども、やっぱりよりよい包括支援センターをつくり上げていく、体制強化を図っていく上で、ぜひとも各市町のほうでも御努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、大きな2番目の一問一答に移ります。

毎月勤労統計によりますと、介護職員と一般労働者との賃金において10万円の格差があるというようなことが明らかになっております。そして、

加えましてサービス残業が多い、夜勤スタッフが少ない、介護職員処遇改善の加算報酬は申請した事業所のみが対象で、支払い方法もボーナスや諸手当の支給が多いというのが実態となっております。早急に処遇改善を行うことが極めて重要だと考えます。

これによって看護師や介護職員の増加が見込めると思いますが、この待遇改善についてどのようなことを考えておられるのか、御答弁をお願いします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

一般労働者との格差に対応するための介護職員の賃金改善につきましては、令和4年度の臨時の報酬改定において、従来からの処遇改善加算と特定処遇改善加算に加えて、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算が新設されております。従来の加算につきましては、加算取得の要件となる賃金改善の方法として、賞与や一時金として支給することも認められていました。しかし、今回新設されたベースアップ加算では、基本給や毎月支払われる手当の引上げにより賃金を改善することが要件とされておりますので、必ず月額での収入が増加する仕組みとなっております。

本広域連合では、介護職員の離職防止や定着につながる賃金改善がさらに進むように、引き続きベースアップ加算を含む処遇改善加算に係る加算の取得促進を図ってまいります。

以上でございます。

○松永憲明議員

それぞれの事業所、施設等でこれが行われていくわけでありますので、広域連合として強制的にどうこうというのはなかなか難しいと思いますが、やっぱりこのことについては極力改善を進めていかれるよう、事業所のほうに徹底をお願いしたいというふうに思うところでございます。

それで、次なんですけれども、介護ICTツールを導入することで業務をシステム化すれば、一人一人の業務効率が改善されるということで、人材不足解消につながるのではないかと思います。先ほども幾らかそれに類することが答弁の中にありましたけれども、今後どのようにこの点につい

て考えられて、進められていくつもりなのか、御答弁をお願いします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

介護現場へICT機器を導入することにつきましては、介護職員の負担軽減を図ることができる手段の一つとして、介護職員の定着につながるものと考えております。介護事業所がタブレット端末等のICT機器の導入をする場合には、県の先進機器導入支援事業費補助金を活用することとなっております。そのために、本広域連合ではその補助金を介護事業所へ周知し、ICTを活用した業務効率化の支援、促進を図ってまいります。

以上でございます。

○松永憲明議員

そういった仕組みがあるということでありますので、ぜひともこれは周知を図っていただいて、少しでも改善が進むようお願いを申し上げます。

最後なんですけれども、現状と課題を踏まえまして、今後の具体的な取組についてお示しいただきたいと思っております。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

介護職員の定着が進むためには、賃金や業務効率の改善のほか、働きやすい環境を整えることが必要であると考えております。介護職員につきましては、職場の人間関係が離職理由の大きな要因となっております。令和3年度から全ての介護事業所を対象に、ハラスメント対策として必要な措置を講じることが義務づけられましたので、離職防止の観点からも、本広域連合が行う集団指導や運営指導において、ハラスメント対策に必要な体制が整備されるように事業所への助言や指導を行ってまいります。

また、国等の労働部局との連携により介護職員の労働環境改善を図ることとしております。これにつきましては、本広域連合が毎年実施しております介護事業所に対する集団指導において、佐賀労働基準監督署から適正な労務管理や働き方改革の支援制度、身体的負担の大きい介護従事者の腰痛予防対策など、労働環境改善につながる制度や取組を説明してもらうこととしております。その

ほか、外国人介護人材受入れを支援するための県の事業を介護事業所へ周知したり、介護現場へ新規就労を促すために県が開設しております介護事業所を紹介するウェブサイト「さがケア」への登録を事業所に促したりするなど、県が行う介護人材確保に係る取組に協力することとしております。

今後、介護を必要とする高齢者へのサービス提供に影響がないように、国や県、関係機関と連携しながら介護人材の安定的な確保に努めてまいります。

以上でございます。

○松永憲明議員

今言われたように、県のほうも様々なことを取り組んでおられるわけでありますので、そういったところの周知を業者のほうに徹底してやっていただくということが極めて重要なと思います。そしてまた、やっぱりいろんな課題、問題等については的確に把握していただきながら、今後の施策に生かしていくということが大事だと思いますので、今後ともまたよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○白石昌利議員

神埼市の白石です。それでは、質問を行います。

毎年のように災害が起こっています。地震だけではなく、台風、豪雨、火災など、多くの災害がいつ起こるか分かりません。近年で起きた災害について改めて知り、突然の災害に備えるため防災意識を高め、自分、家族、地域ができることを考え、自分の身を守るための備えが必要です。

そこで、次のことを質問します。

佐賀広域消防局管内の災害における防災教育と周知広報及び火災予防などの行政指導について3点伺います。

まず1、有事の際に安心・安全に避難できるように、日頃からの対策が必要です。火災、風水害、地震時の避難に向けての防災教育などの取組を伺います。

2番目です。火災で恐ろしいのは、火炎より煙と言われます。そして、火災で亡くなる原因は、やけどによるものよりも、煙による一酸化炭素中毒や窒息が原因で命を落とすことが多いと聞きま

す。発生した火災から身を守る対策について伺います。

3番目です。老朽化した木造建築物が建て並んだ住宅地域は、地震発生時に家屋の倒壊や同時多発火災、大規模な延焼を起こす可能性が高く、過去の地震や火災発生時においても、老朽化した木造建築物が密集する地域等では、家屋の倒壊や火災により多くの人命や財産が失われたというような報道もありました。

このような老朽化した木造建築物が密集する地域等の火災予防に向けた取組を伺います。

以上を総括として質問を行います。

○予防課長(谷口英也)

まず初めに、防災教育や住民への周知広報についてお答えいたします。

火災や風水害、地震など、様々な災害から命を守るためには、まず、それぞれの災害について正しい知識を身につけることが重要となってまいります。当局では、事業所や自治会などからの依頼に基づいて実施する防災教育のほか、防火フェスタなどの防災イベントを通じた啓発活動を行っております。また、当局ホームページをはじめ、ラジオ放送や広報紙のほか、昨年12月からはSNSによる情報発信を始めるなど、様々な広報媒体を活用して、住民のニーズに寄り添った情報の発信に努めているところでございます。

さらに、消防局佐賀消防署の庁舎新築に合わせて、庁舎1階に防災学習広場を併設しております。この施設は地震や風水害などへの備えについて、実際に体験しながら学べる施設となっております。こうした施設の活用促進を図ることで、住民の消防、防災に関する知識向上を図っているところでございます。

次に、火災による煙の怖さと身を守る対策についてでございます。

火災時に発生する煙には一酸化炭素などの有毒なガスが多く含まれております。そういった有毒なガスを多量に吸い込みますと一瞬にして意識を失い、場合によっては命を落とすことがございます。

この煙から身を守る対策についてでございます

が、煙が拡散する速さは上方向には1秒間に3メートルから5メートルと非常に早く、横方向には1秒間に0.3メートルから0.8メートルと比較的遅いことから、避難する際には水平方向に避難することが基本となってまいります。また、高い位置にある煙は非常に高温で濃度が濃いことから、ぬれたハンカチやタオルで鼻や口を押さえながら、できるだけ低い姿勢で避難する必要があります。さらに、煙の拡散を最小限に抑えるために、避難する際には出入口のドアを閉めて避難することも有効とされております。

何よりも安全に避難するためには、火災の発生をいち早く知り、即座に避難行動を開始することが重要となるわけですが、特に、就寝時における逃げ後れを防ぐ目的で、各家庭に住宅用火災警報器の設置が義務づけられております。まずは法令に基づいて設置すること、そして、設置した後は定期的な点検や10年を目安とした機器の取替えを行うことが火災による煙から身を守るための有効な対策となってまいります。

続きまして、木造建築物密集地域に対する火災予防対策等の取組についてお答えいたします。

令和4年8月10日に発生した福岡県北九州市小倉北区旦過市場での火災を受けまして、総務省消防庁から木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導に関する通知文が発出され、防火指導の方針が示されました。この通知で示された防火指導の対象地域は、延べ面積の合計がおおむね3,000平方メートル以上の大規模なアーケード商店街などとされており、当局管内に該当する地域はございませんでした。しかしながら、火災予防指導の重要性から、当局消防活動基本規程に基づき作成している消防活動計画の中から、建築物密集地域に指定している13の地域に対しまして、自治会長などの御協力をいただき、防火リーフレットの配付を実施したところでございます。

また、この13地域のうち、5つの地域から防火指導の依頼がありましたことから、職員が現地に赴きまして、消火器の取扱訓練等を実施いたしました。

そのほか、佐賀消防署管内の飲食店等が連なる

中央マーケット、白山アーケードにおきましては、防火リーフレットの配付と防火指導を実施したところでございます。

以上でございます。

○白石昌利議員

まず、総括質問での3点について御答弁いただきました。私が今回この質問に至ったのは、昨今の火災や、そして、災害の報道を聞くたびに、これをもし知っていたら亡くならないで済んだ大切な命が守られたはずなんだといった強い思いから、今回いろんなこういったことについて、防災意識について再度みんなで認識しなければならないんじゃないかという思いで質問を起こしたところで

まず、1点目の防災教育につきましては、最初の質問でありましたように、防災学習広場の利活用、これは私は本当に大事だと思います。やはり体感するということは、災害時に落ち着いて行動ができる、これにつながってくるかと思えます。ですから、防災学習広場の利活用については、質問であったように、今後もどんどん促進、推進していただきたいなというふうに思っております。

また、2番目の煙の怖さ、これは以前にも私はこの広域連合議会で煙は怖いですよということで質問しておりました。しかしながら、昨今の火災においても、まだまだ煙で亡くなる方が大変多くおられます。ですから、再度この煙についての認識というのも高めていただきたいなという思いがあります。

また、3番目の木造建築物が密集する地域でのいろんな火災、地震、そういったことでの事故等も多く起きております。多くの命が失われております。ですから、答弁にありましたように、確かにこの管内におきましては、3,000平米を超える大規模アーケード商店街、こういったものはないかも分かりませんが、しかし、それに類似した建物はまだまだあると思っておりますので、こういった建物については、しっかりと行政指導をやっていただきたいなというふうに思っているところです。

答弁であった住宅が密集している13地区のうち、5つの地域からは防災指導の依頼があったという

ことで、職員が行かれて指導されたと、これはまさにありがたいことなのですが、しかしながら、まだまだ8つ残っています。こういった残っているところについても、積極的にしてくださいというような形の取組をやっていただきたいなというふうに思うところです。

そこで、私は3点ほど一問一答で質問させていただきたいんですが、私も昨今の火事や地震、災害等が多発していることによって、地域の人たちや、また若い人たち、こういった人たちと防災意識の向上ということでいろいろ語り合うときがあります。そこで、私もそういった方から質問を受けて、改めて、ああ、こういったことをまだ皆さんは認識として知っておられないことが多いんだなど。でも、これは知っとかないと大事なんだよなということがありました。それを改めてもう一度質問させていただきます。

まず1つ目なのですが、火災、風水害、地震等の災害から身を守る注意点、特に、避難方法ですね、これはよく皆さんから言われるんですよ。火事や地震、風水害、それぞれ避難の方法、話を聞くんだけど違うんだよねと。風水害の避難のとき、火事のような避難をしたら間違った行動になりますし、そういった行動についての認識がまだまだ皆さん把握されていない、こういったことを聞きます。火事のときはどがんすつとが本当やろうかというようなですね。

ですから、改めて火災、風水害、地震から身を守るための注意点、避難方法、これを再度質問します。

○予防課長（谷口英也）

議員御指摘のとおり、災害の種別によって避難の方法は異なってまいりますし、仮に同じ種類の災害であっても、その対応によっては異なる避難方法を取るほうがより安全に避難できる場合もございます。

まず、火災による避難についてでございます。特に、外出先など、いざというときにパニックにならないよう、建物ごとに複数の避難経路と避難口をあらかじめ確認しておくことが重要でございます。

なお、火災時に発生する煙の怖さにつきましては、先ほど総括質問への答弁の中でお答えしたとおりでございますので、できるだけ煙を吸わないように迅速な避難を心がける必要がございます。

次に、風水害発生時の避難についてでございます。御承知のとおり、雨や風による災害につきましては、ある程度事前に予測することが可能でございます。いざというときに慌てることがないように、平時からハザードマップを確認するなど、住んでいる地域の危険箇所や避難所までの経路を確認しておくことが何よりも重要となっております。また、市町が発信する避難情報に従い、早めの避難を開始することも危険を回避する重要なポイントとなります。

どうしても避難するタイミングがなかった場合などは、慌てず周りの状況を慎重に判断して行動する必要がございます。無理に避難所へ避難するよりも、自宅の高い場所や近所の頑丈な建物に避難するほうが安全な場合もございますので、状況に応じた行動を心がけるようにしていただきたいと思います。

最後に、地震発生時の避難についてでございます。揺れを感じたり、緊急地震速報が発信された場合には、丈夫なテーブルの下に身を隠すなど、まず、身の安全を最優先に行動する必要がございます。揺れを感じた直後に慌てて外に逃げ出すと、落ちてきたガラスや屋根瓦でけがをされるおそれがあります。また、火を使っている場合は、慌てず、揺れが収まってからガスの元栓を締め、屋外に避難する場合には、通電火災を防止するため電気のブレーカーを切って避難することが必要となります。

このように、災害発生時には状況に応じた避難方法を冷静に判断することが最も重要となっております。

以上でございます。

○白石昌利議員

今答弁がありましたように、やはり火災、風水害、地震と、それぞれ違ってきているんですよ。ですから、こういったことをしっかりと管内の住民の方に知っていただくということが、最後に言

われましたように、いざというときに冷静に判断して避難できるということにつながると思いますので、しっかりこの辺、局のほうからも周知というか、そういった防災教育をどんどん行っていただきたいというふうに思います。

それと、次なんですけど、これも私は本当に質問を受けて改めて思ったことなんですけど、避難する際に、皆さんもよく目につかれていると思うんですけど、避難口と非常口と書かれているところがあるんですね。避難口と非常口と、いざ避難するときにどっちを優先しろとか、どういう違いがあるとやろうかというような質問を高校生から受けました。こういった質問をあるところで受けたいんですけど、僕も改めて聞いて思ったんですけど、どう違うんですか。

○予防課長（谷口英也）

避難口と非常口につきましては、どちらも緊急時に使用する出口でございますので、同じ意味合いを持っており、違いはございません。

消防法令では避難口と非常口、どちらの言葉も使われておりますが、誘導灯や誘導標識を設置する場所としては避難口と規定されております。また、誘導灯や誘導標識の表示面には避難を示すシンボルや文字を用いるよう規定されておりますが、その文字には非常口という言葉を用いるよう規定されております。

以上でございます。

○白石昌利議員

ということは、聞かれたときには、避難口でも非常口でも、書かれているところに避難してくださいということでもいいということですね。

これも分かっているようで分からないことなんですけど、今言われた誘導標識の表示面で話が出ました。これも同じ聞かれたことなんですけど、緑色の字、それと、白字というのがありますよね。緑色の誘導標識、白色の誘導標識、これはどが間違ってますかということ聞かれたんですけど、これはどのように判断して避難というか、するんでしょうか。

○予防課長（谷口英也）

消防法令では、パネルの色が緑色の誘導標識は

避難口に設けるよう規定されております。一方、パネルの色が白色の誘導標識につきましては、避難口へ導くための方向を示すものでありますので、廊下や通路に設けるよう規定されております。

以上でございます。

○白石昌利議員

分かりました。

今3点聞いたんですけど、これはどれも本当に当たり前のことだったんですけど、でも、本当にみんながまだまだこういったことについて細かく認識していないということが現実あるわけですよ、私も質問を受けていますので。ですから、そういったことがないように、しっかりみんなが認識するようにしていただきたいというふうに思っています。

防災意識、こういった一つ一つをしっかり認識しているか認識していないかということは、やはり自分で自分の身を守る、これにつながっていくことだと思うんですね、知っておくことが。先ほど言いましたように、煙の怖さ、こういったことをしっかりと周知する、知っていただくため、今、消防局では佐賀中部広域連合だよりとか、いろんな形での周知とか、また、いろんなリーフレットを配付されているかと思いますが、もっとももっとこういったものを作成して、認識向上のために住民にこういった資料を配付していただきたいと思うんですけど、その辺の取組はどうなっているでしょうか。

○予防課長（谷口英也）

議員御指摘のとおり、積極的な情報発信の必要性については十分認識しているところでございます。リーフレットの配付も含め、広報の内容や方法につきましては、より効果的な方法を今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石昌利議員

これはしっかりやってください。本当に当たり前のことが分かっているということが大変怖いことであるということは、やっぱり自分が災害の場において初めて分かることですから、そうならないようにですね。最初の答弁のときも、こういっ

た周知については、防災イベントの啓発、また、当消防局のホームページ、ラジオ放送、広報紙と、いろんな形で答弁がありましたけれども、それでも、今これだけのことをされても、まだ知っておられない、認識がまだ浅いという現状があるわけですよ。ですから、こういった現状がある以上は、もっともっと知ってもらうための手だてをいろいろ考えていただいて、高齢者、そして、特に弱者ですよ。災害時、一番犠牲になるのは弱者の方ですから、高齢者とか若い人たち、児童・生徒、そういった人たちにもっともっと周知を心がけていただきたいというふうに思います。

最後です。何度でも言うんですが、防災意識というのは重要なんですよ。ですから、連合長や副連合長の皆様にもお願いしたいんです。各自治体の広報紙もあるかと思います。いろんな広報のやり方が自治体であるかと思います。自治体でもしっかりとこういったことを、いざ自分が火災や災害に遭ったときに自分で身を守るすべ、知識をいろんな紙面で、広報で知っていただきたい。そういったことをぜひ自治体の連合長、副連合長につきましても取り組んでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

◇議長（山下明子議員）

ここで10分ほど休憩します。

会議は16時40分に再開します。

午後4時29分 休 憩

午後4時40分 再 開

◇議長（山下明子議員）

休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間を延長します。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉であります。介護、消防を合わせまして6点質問を出しております。

そこでまず、総括質問の中で介護の3点について質問をいたします。

1点目は、このコロナ禍で全国の介護サービス事業者のうち、倒産以外で事業を停止した休業、

廃業、解散が昨年1年間では495件となり、調査を始めた平成22年以降最多であると民間の東京商工リサーチの調査結果が今年1月28日の新聞に掲載されておりました。前年に比べて15.8%も増えております。

この主な要因ですが、新型コロナウイルス禍による利用控えや物価高が主な要因と見られております。このうち施設に通うデイサービスやヘルパーによる訪問介護など、高齢者に日常生活を支援する事業者が休業、廃業、解散、倒産の8割を占めていると報道されています。国がサービスの価格を決める介護報酬で、物価高や光熱費や食費がかさんでも一般企業のように価格に転嫁できないため、収益が悪化しやすい体質が指摘されております。

そこで、広域連合管内での休止や廃止の現状はどうなっているのか、質問いたします。

2つ目は、生活支援サービスの現状についてであります。

昨年8月の議会でも小城市の取組を紹介しましたが、各構成市町での生活支援事業としてのごみ出しや買物支援、移送サービスなどの取組に対して、広域連合として構成市町にどれぐらい連携した取組となっているのか、質問いたします。

3点目ですが、認知症対策について質問いたします。

特に若年性認知症が増えているのではないかと、いうふうな声も聞きます。認知症は御存じのように早期発見、早期対策で進行を遅らせることができると言われています。

そこで、広域連合として認知症に対する現状と対策はどうされているのか、質問をいたします。

次に、消防について総括質問をいたします。

まず、新型コロナの第8波のピークが過ぎようとしておりますけれども、一時期、佐賀県は10万人当たり感染率が全国1位になるなど大変な感染者が出ました。都市部では新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関が満床で、搬送困難な事例がマスコミで報道されておりました。

そこで、広域消防局管内でそのような事例がなかったのか、現状について質問いたします。

次に、女性隊員吏員の処遇対応について質問をいたします。

御存じのように、男女平等社会で、これまで男性職場と見られていたところに女性の進出や、保育や看護など女性の職場と見られていたところに男性の進出など、男女の職業観の垣根が低くなってきています。そのことは、それまで気づかなかった点の新たな発見や進歩が見られています。広域消防も平成12年に女性消防吏員を初採用して16年が経過しています。

そこで、広域消防局における女性消防吏員の採用状況と配属先について質問をいたします。

総括質問の最後ですが、消防行政における適材適所の人事異動や惨事のストレスケアについて質問をいたします。

職員のモチベーションを保つために異動希望を反映した人事異動を行う必要があると思われませんが、どのように対応されているのか、また、職員が悲惨な災害現場等でストレスを感じた場合の惨事ストレスケアについて質問をいたします。

以上、総括質問とし、あとは一問一答とします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

初めに、介護事業所の休止や廃止の現状についてお答えいたします。

令和4年4月から令和5年2月1日までに廃止した事業所は14件で、2月1日時点の休止事業所は20件となっております。

なお、令和4年度においては、現在までに20件の事業所の新規指定を行っております。

休止につきましては、様々な状況がありますので、廃止と新規を比較した場合では、廃止より新規指定が上回っておりますので、事業所が減少しているという状況は見受けられません。

次に、2つ目の生活支援サービスの現状についてお答えいたします。

構成市町で生活支援サービスである住民主体型のサービスの現状について、サービスとして開始されている時期が早い順に御説明いたします。

まず、小城市におきまして、令和元年6月に訪問型サービスを開始しております。その実施主体は市の社会福祉協議会です。また、訪問型サービ

スの中で外出支援も実施しております。

次に、佐賀市においては、令和2年9月に訪問型サービスを東与賀町で開始し、同時期に移送型サービスを大和町と久保田町で開始しています。その実施主体はまちづくり協議会など、個別の生活圏域の民間団体です。令和4年度現在は訪問型サービスが東与賀町の1団体と、移送型サービスは、当初の大和町と久保田町に加えて、巨勢町と三瀬村の4団体が活動しております。

次に、多久市において、令和4年4月に訪問型サービスを開始し、移送型サービスを令和4年7月に開始しております。実施主体はいずれも市の社会福祉協議会です。

次に、吉野ヶ里町では、令和4年5月に訪問型サービスを開始しております。実施主体は町の社会福祉協議会です。

最後に、神崎市では、サービス事業には至っておりませんが、一般介護予防事業としてボランティアヘルパー事業を行っており、老人クラブが実施主体となって生活支援活動を実施しております。

訪問と移送を合わせた住民主体の生活支援サービスの全体での利用人数は、一般介護予防事業の神崎市を含めましておおむね500人となっております。

次に、3つ目の若年性認知症の現状についてお答えいたします。

全ての地域包括支援センターでは、現在、合計5名の若年性認知症の方の対応を行っております。

また、佐賀県の若年性認知症支援センターへも問合せを行っており、佐賀県内の人数ではありませんが、今年度を含む直近3か年度の相談人数を伺っております。それによりますと、令和2年度は実人数で22人、令和3年度は27人、令和4年度は9月末までの半年間で16人となっております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長(貞島秀晴)

まず、搬送困難事例について説明させていただきます。

搬送困難事例とは、国が示しています救急出動において、医療機関への問合せ回数が4回以上か

つ現場滞在時間が30分以上要した事例のことをいいます。

それでは、議員の御質問に対してお答えします。

当局における令和4年の新型コロナウイルス感染症の疑いがあった出動件数は1,722件となっております。そのうち搬送困難事例の件数は15件で、重症であった傷病者は2名でした。

以上でございます。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

私のほうからは、女性消防吏員の採用状況についてお答えします。

当局の女性消防吏員は、現在12名で、その割合は全体の2.8%となっております。勤続年数につきましては、16年目が最長で、令和4年4月1日時点における女性消防吏員の平均勤続年数は7.7年となっております。

次に、女性消防吏員の配属先についてお答えいたします。

当局におきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主行動計画を策定しております。この行動計画において、女性が活躍できる職場として、女性職員がその個性と能力を十分に発揮して、職業生活において活躍できる職場の環境づくりを目指しております。

現時点における配属先の内訳といたしまして、総務課、予防課に各1名、指令センターに1名、消防隊に1名、救急隊に8名となっております。

このように、配属先については特に制限は設けておらず、意欲と適性に応じた配属を考慮しております。

なお、女性消防吏員のうち、6名が救急救命士の資格を取得しておりますので、救急隊への配属の割合が高くなっております。

続きまして、適材適所の人事異動の惨事ストレスケアについてお答えいたします。

人事異動につきまして職員の希望を反映しているかですが、人事異動の希望につきましては、地方公務員法の規定に基づき実施しております。人事評価時において、全職員が提出する自己評価書に異動希望を記載する欄を設けております。この

自己評価書に記載された異動希望を参考に適性を総合的に判断し、可能な限り職員の意向に沿った人事異動を行っております。

次に、惨事ストレスケアの方法についてお答えいたします。

当局におきましては、惨事ストレスケア実施基準を策定しております。この実施基準には自己診断を行えるチェックリストを含んでおり、職員自ら希望するときに心の変化を確認できる体制を整えております。

また、グループミーティングによるケアについても定めておまして、必要に応じてカウンセリングなどの治療に移行することも可能としております。

さらに、労働基準法に基づき、年1回実施しておりますストレスチェックにおきましても、職員のストレス状況を把握し、評価によっては医師の面談等を実施する体制を整えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それでは、早速一問一答に移ります。

先ほど総括答弁の中で、介護事業者の休止、廃止で、廃止事業者より新規事業者が上回っているため、事業者が減少している状況ではないというような答弁があったわけですが、では、休止や廃止する事業所を利用していた高齢者の方の援助や支援をどうしているのかということであり、これまで利用していた事業所が休止や廃止した場合、その地域に新たな事業所が新規としてサービスを提供すれば一定程度問題は少なくなると思うんですが、そうでない場合です。単純に数字だけでは言えないんじゃないかと。そうでない場合はどうするのかと。

私が一番心配するのは、今まで利用していた事業所が休止、廃止した場合、じゃ、これから介護のサービスからこぼれ落ちる人が出ないようにするためにはどのような対応をしているのか、それについて質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

介護事業者が介護サービス事業所を休止や廃止するときは、本広域連合に1か月前までに届け出

る必要があります。

また、休止や廃止をしようとする事業者は、それまでにサービスを受けていた方で引き続きサービスの利用を希望される方に対してはほかの事業所を紹介するなど、継続的なサービスの提供が受けられるようにすることが介護保険法で義務づけられております。そのため、本広域連合では、休止や廃止の届出と併せて、利用者がその後に利用する事業所への一覧、これを添付してもらい、利用者へのサービスが確保されているかを確認するようにしております。

以上です。

○諸泉定次議員

先ほど答弁の中で、1か月前に届け出る必要がある、それから、そういう利用者の方が困らないように一覧表をつくるということでもありますけれども、そこをしっかりとチェックしていかないと、介護サービスからこぼれ落ちる人が出てくると。そしたら、幾ら新規がこんだけ増えましたよといったところで、ミスマッチが出てきたらとんでもないことになるということで、ぜひしっかりとそこはやっていただきたいと思っております。

次に、異常に今物価が高騰しております。とりわけ電気代とか光熱費、それから、食料品等の物価高の影響を受けている事業者、こういうところに対する支援、対応はどうなっているのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

介護事業者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中で、さらに電気やガス、燃料費等の物価高騰の長期化により経営に多大な影響を受けております。

県では、そういった介護事業者等を支援するために、医療・福祉・保育施設等物価高騰対応応援金、これを給付することとしております。その応援金の受付期限は令和5年2月末までとなっておりますので、申請漏れがないように、各事業所に対しまして定期的にメールで周知を行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

定期的に周知漏れがないようにということです。御存じのように、マスコミでも今月2月に入ってもかなりの品目で値上げが報道されております。本当に物価高騰が今のところ止まらないという状況ですので、先ほどありましたように、事業所も経営的に大変、利用する側も大変、お互い到大変ということで、そういう支援の応援金については、ぜひ漏れがないようにしっかりと周知徹底をしていただきたいと思います。

次に、総括質問で出ておりますけれども、ごみ出しや移送サービスなどの生活支援サービスに関して、こういう具体的なのは市町でやるわけですが、広域連合として視察、または情報交換など、市町の連携で本当に広域連合としては財政的支援や情報提供、意見交換や視察などの、そういう構成市町のサービス向上に向けた取組というのが欠かせないというふうに思うんですね。総括の中でも答弁いただきましたけれども、こうした具体的な各市町がやっていることについての情報交換、視察、意見交換、そういうのはどういうふうにされているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

まず、先進地視察について御説明いたします。

佐賀市においては、訪問型サービスの視察は東京都八王子市を、移送型サービスの視察は千葉県大網白里市を視察されております。

小城市においては、サービス開始前に福岡県糸島市、福岡県うきは市を視察され、サービス開始後にも大分県国東市を視察されております。

今年度サービスを開始した多久市と吉野ヶ里町では、構成市町の中の小城市を視察されております。また、市町の情報交換につきましては、構成市町の担当者会議などで情報交換を行っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

では、情報交換をされているということでありましたけれども、その機会はどのくらい行っておられるのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

情報交換につきましては、予算編成時の説明会、

これも含めまして、年に4回から6回ほど開催しております。また、情報共有ということでは、お互いの事業の年間の実施計画もそれぞれ共有をしております。さらに、必要な場合は随時個別に電話等での情報交換も行われております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ぜひそういう密の濃いサービス向上に、利用者にとって本当によかったなというふうな介護行政になるように、さらに頑張ってくださいと思います。

一応ここで介護に対する一問一答は終わります。

次に、よろしいですか。

◇議長(山下明子議員)

認知症はいいんですか。

○諸泉定次議員

認知症、ごめんなさい。抜けておりました。

認知症については、先ほど言われたように、いらっしゃるということであります。県内では急激に増えているというわけじゃないですけども、この管内では5名ということであります。総括質問でも言いましたように、早期発見、早期対応が症状を遅らせることができるということでありますので、ぜひ広域連合内でこの認知症に対する対応できる人というのがゼロではないと思うんですけども、どのようにされているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

それでは、認知症に対する取組についてお答えいたします。

認知症への対応につきましては、若年性に特化したものではありませんが、構成市町の取組の中で、65歳未満の認知症の方にも関連が深い4つの事業について御説明をいたします。

1つ目は、認知症地域支援推進員を中心とした相談対応を行っております。また、その中で必要に応じてより専門性の高い佐賀県若年性認知症支援センターへのつながりも行っております。

2つ目は、認知症初期集中支援チームを組織し、早期の診断や対応に向けた支援を実施しております。この取組には、各市町の医師会などと連携し

まして、チームにはそれぞれ専門医も入っております。

3つ目としては、認知症カフェを開催しております。また、認知症の方やその家族が地域とつながり、お互いを理解し合う場を提供し、家族の介護負担の軽減を図っております。

4つ目に、ものわすれ相談室を開催しており、認知症の早期発見、早期対応を図り、症状の進行を遅らせ、適切なケアや医療に結びつけております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

失礼しました。

そういうことで、認知症、特に若年性認知症のアルツハイマーが多くて、正直言って、私もこの質問をするときちょっと調べてみたんですけども、反面、怖いというのが正直あります。しかし、これは誰がどこでどう発生するか分からないという病気でもありますので、ぜひ広域連合でもこの認知症に対してもより充実した対応をできるようにお願いしたいと思います。

以上をもって介護についての一問一答は終わります。

次に、消防行政について質問をさせていただきます。よろしいですか。

総括質問の中でもお聞きしましたけれども、女性消防吏員ですね。私も吏員というのがなかなか読み切れなくて、役人とか公務員のことを指すんですね。その採用状況は聞きました。

各分野での女性消防吏員が活躍されておりますけれども、言わずもがなのことでありますけれども、この女性消防吏員の採用のメリットについて質問をいたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

女性消防吏員を採用するメリットについてお答えいたします。

人口減少社会を迎え、防災力の低下が懸念される中、多様化、大規模化する災害に的確に対応するためには、これまで以上に自助、共助、公助が一体となって地域防災力を発揮することが必要となります。この地域防災力を必要とする場におき

まして、高齢者から子供まで、男性や女性、災害弱者と呼ばれる方々など様々な方がいらっしゃいます。これら様々な方に寄り添えるよう、公助を担う消防においても、より多くの女性が参画、活躍することで消防防災体制が向上するものと考えております。

当局の女性消防吏員におきましても、いろいろな分野で活躍をされており、その活躍例として、救急車を要請される傷病者には女性もおられます。そのような場合において、女性隊員が対応したほうがスムーズな活動を行える場合もあります。住民サービスの向上が図られているものと考えております。このようなことから、消防における女性消防吏員の採用は必要なものと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

先ほどお答えいただきましたけれども、より具体的に言えば、患者さんが女性の場合、けがとか、いろいろな症状にもよりますけれども、診断するとき、接触するとき、やはり女性のほうがよりよいということですよ。

これはちょっと余談になりますけど、民生委員の方に聞いたときにも、家庭訪問するとき、女性1人のところには女性がいいというような話も聞きますので、やっぱりそういういろんな分野での違いがあるわけですので、より活躍できるように、女性隊員のメリットを最大限生かした配置をお願いしたいと思います。

そこで、消防吏員に占める女性消防吏員の割合目標はどうなっているのかということでお尋ねします。その際、その目標は、広域消防独自の目標なのか、国の目標なのか、質問します。

それともう一つ、私もこの質問をする中で、広域消防だけでなく、広域消防は2.8%の女性隊員の採用割合だということで総括の中で答弁があったんですけれども、県の消防保安課に問合せて、県内の他の消防局はどうなっているんだろうかと思って聞いてみたら、鳥栖三養基消防でも146名中、女性隊員は3名ということで2%ですね。それから、杵藤消防は212名中の2名で0.9%、伊万里有田は129名中に、今年1名採用というこ

とで0.7%、唐津消防は178名中、4名の2.2%ということで、広域消防が2.8%とはなっておりますけれども、なかなか厳しい状況だなということでもあります。

そこで、割合目標があるとするならば、達成目標に向けて女性の採用、受験者を増やす必要があると思われましても、PR等についてはどのようにされているのか、質問いたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

まず、消防吏員に占める女性消防吏員の割合目標についてお答えいたします。

さきに御説明いたしました当局が策定しております特定事業主行動計画において、令和7年度までに5%、現在の12名から10名増の22名を目指すこととしております。

なお、この目標については、平成27年度に総務省消防庁の次長から発出された消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組の推進についての通知で、国がお示ししております目標の数値と同数でございます。

続きまして、女性の採用試験受験者を増やすためのPRについてお答えいたします。

PRといたしましては、就職説明会に女性職員を派遣いたしまして、総務省消防庁が作成したパンフレット等を活用しながら、女性が活躍できる職場であることの広報活動に努めております。

また、女性消防吏員を起用しました採用募集のポスターを県内の高校をはじめ、九州管内の大学、西日本各地の専門学校、構成市町等へ送付を行いまして、受験しやすいイメージアップを図るところでございます。さらに、当局のホームページ、女性活躍推進について掲載しており、広く周知を行っているところであります。

今後はSNSで配信するなど、様々な機会を捉えまして、積極的な広報活動を行っていきたく思っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

積極的なPRをまた高校とか、いろんなそういう学習機関に働きかけるということでありますけれども、やっぱりもっともっとPRも強めていか

ないと、自衛隊、警察、消防、どちらかという男の職場というふうなイメージがかなり強い、そんな感じでありますので、女性特有のメリットの部分も言っていましたので、ぜひ努力していただきたいと思えます。

次に、適材適所での人事異動や惨事のストレスということで質問をいたしますけれども、その隊員の方のモチベーションを保つための異動ということでありますけれども、異動というのはなかなか難しいと思うんですけれども、私がちょっと小耳に挟んだ話では、聞けば、佐賀消防署とか、小城消防署とか、北部消防署とか、そういう場所を希望する方や、救急隊とか、職種を希望される方がいるというふうに聞きます。

逆に言えば、そういう異動を具体的に出されるということは、より向上心があって、さらに前に進もうということだというふうには思いますが、そういうことであるならば、なおさら異動というのは大変だと思いますけれども、ただ、これが本人の希望どおりにいくかどうか、それは何とも分からないんですけれども、そうならないときも当然出てきます。そうしたときのことも含めて、モチベーションを保つための異動というのはどのようにされているのかということと、もう一つ聞きますけれども、惨事ストレスケアについてどのように対応されているかということで、特にモチベーションを保つための人事異動について質問をいたします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

職員のモチベーションを保つための異動についてお答えいたします。

職員のモチベーションを保つため、人事異動のサイクルにつきまして、原則配属3年として異動を行っております。その際には、さきにお答えいたしました自己評価書の異動希望を反映できるよう心がけているところでございます。

あと一つ、先ほど総括のほうでお答えしましたが、惨事ストレスケアにつきましては、グループミーティングを行ったり、各個人に、災害が発生したすぐにグループミーティング等を行って、同じような答弁になりますが、できるだ

け惨事ストレスのケアを行うということをやっているところでございます。

以上でございます。

○諸泉定次議員

消防、介護も含めてですけれども、消防局においても市民の生命、財産を守るため一生懸命頑張っておられることは十分理解しております。さらなる奮闘と、私たち議員としても支援していくことを述べて、私の質問を終えます。

以上です。

○川崎健二議員

佐賀市の川崎健二です。通告に従いまして、3点質問を行います。

まず1点目は、救急車の救急出動関連です。

私は佐賀市の神野に住んでいますが、もともとは農地だったところが宅地になりました。その都度その都度宅地になったので、道幅が狭く、至るところに袋小路があります。昨年10月と7月、家の近所で急患があったんですけれども、緊急出動した救急車が2回とも同じところで立ち往生しました。救急車はどういった判断で道を選んでいるのか、近所でも話題になりました。

そこでまず、当時の経緯について御説明ください。

2点目は、高層建築物の火災対応です。

今年1月13日と22日に防災ネットあんのメールで、火災発生情報ということで高層火災と書いてありました。そういえば、最近、佐賀市、特に中心市街地ではマンションとかが増えました。これからの高層建築物の中で生活される方々の安心のためにも、管内にマンションなどの高層建築物が何棟あるのか、はしご車は何台あるのか、現状を御説明ください。

最後に、ネット119緊急通報システムについてお尋ねします。

聴覚や発話に障がいがあり、音声で緊急通報することが困難な方々が、スマホや携帯電話で簡単に利用できるネット119緊急通報システムですが、一体どういったものなのか、また、現在の普及や活用の状況も御説明ください。

総括質問は以上です。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

議員の御質問の救急事案を説明する前に、災害出動時の経路設定について御説明します。

救急車、消防車等は、災害出動するときに、出動経路を決定する際、車載していますカーナビゲーションシステムを使用しています。このカーナビゲーションシステムは、出動指令後、幅員2.5メートル以上の道を通行する最短距離のルートを示します。これに基づいて救急隊等は現場へ出動することとなっています。

それでは、7月と10月の救急事案について御説明いたします。

7月の事案についてですが、車載しているカーナビゲーションシステムに示されているとおり、最短距離のルートで出動しています。救急要請をされた傷病者宅近くの道路が狭隘であったため、無理に進入せず、その手前で救急車を停車させ、救急隊員が駆け足で急行し、救急活動を行っております。

また、10月の事案につきましても、同様の活動を行っております。

今回のように狭隘な道路では、病院搬送までの活動全体を考慮し、直近に停車しないことが最善と救急隊長が判断したときは、無理に車両を進めることなく、近隣に停車する場合があります。万が一事故を発生させてしまうと、別の救急車を要請し、傷病者を搬送することになりますので、到着まで時間がかかり、傷病者の身体に多大な負担をかけることから、事故を避けるためにも無理に進入せず、安全な場所に停車させる場合もあります。これらのことにより、傷病者宅や搬送する病院への到着時間が遅延することがないように、安全運行と速やかな搬送に心がけております。

次に、御質問がありました中・高層建築物について御説明させていただきたいと思っております。

高層建築物とは、消防法において31メートル以上の建築物をいいます。また、中層建築物とは、4階以上で31メートル未満の建築物をいい、これら全てを中・高層建築物といいます。

令和5年1月31日現在、本局管内には1,106棟の中・高層建築物があり、約9割が佐賀市内に集

中しております。本局では、これら中・高層建築物の火災に対応するため、消防力の整備指針に基づき、佐賀消防署に40メートル級はしご車を1台、25メートル級を1台、多久消防署に25メートル級を1台それぞれ配備しております。

以上でございます。

○情報指令課長（砥川勇人）

ネット119緊急通報システムについて説明いたします。

本局でのシステム運用は令和3年4月1日からで、間もなく2年を迎える比較的新しいシステムでございます。

概要を説明いたしますと、聴覚や発話に障がいがある方が、緊急時にスマートフォンや携帯電話を使い、音声によることなく、タッチパネルやボタン操作で簡単に素早く119番通報ができるというシステムでございます。

利用方法につきましては、例えば、スマートフォンの操作を説明いたしますと、ホーム画面のアイコンをタップして目的の緊急通報を選択します。緊急通報には救急、火事、その他の中から選択します。その後、通報場所を自宅、現在地から選択し、指令課員とチャットのやり取りで状況を通報し、緊急車両を要請するという内容になります。

このシステムを利用するには事前の登録が必要であり、現在、本局では40名の方が登録されております。

運用開始から昨年末までの通報件数は4件という実績でございます。

以上でございます。

○川崎健二議員

それでは、一問一答に移ります。

まず、救急出動の実態ですけれども、過去3年間で結構です。救急車の出動、つまり件数とか現場に到着するまでの平均時間等をお示しください。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

過去3年間の本局の救急出動件数についてお答えします。

令和2年は1万3,934件、令和3年は1万4,891件で、前年より957件増加しています。令和4年

は1万7,928件で、前年より3,037件増加しております。

次に、119通報時から現場までの到着時間ですが、令和2年の平均は9分、令和3年の平均は9分30秒、令和4年の平均は9分54秒となっております。

以上でございます。

○川崎健二議員

一刻を争うとても大変な仕事だということが分かりました。いかに早く現場に到着するかということとはとても大切なことだと思います。

先ほども少し説明がありましたけれども、こういった狭い道、いわゆる狭隘道路に対する消防局の対応を御説明ください。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

御質問についてお答えします。

総括でも申したとおり、災害出動をする際はカーナビゲーションシステムに基づいて出動します。しかし、カーナビゲーションシステムには、道路上の電柱や家屋から張り出したひさしなど、通行に支障となるデータが入力されていないことがあります。そのため、人事異動後の年度当初に地理、水利の調査と併せて、狭隘道路、障害物の把握も行っており、現状把握に努めております。

この調査結果を情報指令センターにおいて出動指令用の地図に入力し、車載のカーナビゲーションシステムに反映させ、職員と情報共有を図っているところです。今後も随時調査を実施し、道路の実態把握に努めてまいります。

以上でございます。

○川崎健二議員

ありがとうございます。先ほどの説明の中で、道路狭隘調査を行っている、そして、それがナビにも反映されている、その情報を指令センターと運転者が共有して最適のルートを選んでいる、そういったことを説明していただきました。今後ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、先ほどの例をもう少し詳しく説明いたしますと、去年7月も10月も同じところで救急車が立ち往生しました。反対側から来ていれば家のすぐ前まで直づけできて、ストレッチャーで30メー

トルも運ぶ必要はなかったんです。それから、その後、救急車に乗せた後に病院へ搬送する際に、救急車は進入してきた道をバックで120メートル下がっていったわけなんですけれども、途中、直角の角もあるんですね。そこにどれくらいの時間を要したのか、私は測っておりませんが、今後、命に関わる大切な時間ですから、反対側から来ていれば、家の前まで来て、すぐに搬送できたのにねと近所の者たちが言っておりましたので、今質問をしております。

ところで、私が申し上げるまでもなく、救急活動には運転技術の向上とともに、いわゆる先ほども話をさせていただきましたが、土地勘というか、管内の地理を熟知することが重要であると考えます。実際、消防署のほうでは日々どのような取組をされているのか、いま一度御説明ください。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

まず、本局では年に1回、運転手に対し座学講習、または実技講習を実施しております。このほか、管内6消防署で自動車学校や農業大学の自動車走行コースを借用し、技術の訓練及び安全運転講習を年に数回実施しております。また、高度な運転技術や知識が学べる茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所へ毎年職員3名を派遣し、交通法規、車両の特性、緊急走行時の注意点など詳細な教育を受講させています。

受講後は、他の職員への安全運転講習を各消防署で行い、技術の伝承を実施し、さらに、人事異動後の地理、水利、狭隘道路、障害物の調査と併せて、実働車両を使用した運転訓練を実施し、早期の道路状況等の把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○川崎健二議員

これからもこうした訓練をどうぞよろしくお願ひいたします。

2点目は、マンションなどの高層建築物の火災対策についてお尋ねします。

先ほど総括質問への回答をお伺ひしていて、管内でも中・高層の建築物は結構増えたなという印象を持ちました。実際、火災の件数とかはしご車

の出動回数とかはどうかになっているのでしょうか。

○消防副局長兼警防課長（貞島秀晴）

本局管内の過去3年において火災によるはしご車の出動は、令和2年が4件、令和3年が4件、令和4年が3件の計11件です。その中で、はしご車を伸ばして活動した事案はございません。

以上でございます。

○川崎健二議員

回数が少なく、ほっとしています。ただ、今後減ることはないと思いますので、どうぞ万全の体制をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ネット119緊急通報システムについて質問します。

このシステムが導入されてから2年になろうとしています。加入登録はまだ少ないように思います。また、利用も十分でないように思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○情報指令課長（砥川勇人）

先ほど申し上げましたように、本局の登録者数は40名、県内で同様のシステムを利用しています。唐津市消防本部は登録者数26名、杵藤地区消防本部は登録者数23名でございます。

加入が十分でないとの御質問ですが、加入登録に関しまして積極的に情報発信や広報の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。

また、このシステムは事前登録が必要なため、本人が登録をちゅうちょされたり、希望されない場合もあるかと思いますが、今後も積極的な広報に努め、加入登録者を増やす取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川崎健二議員

聴覚に障がいのある方々にとっては非常に有効な道具だと思いますので、もっともっと積極的に普及を図るべきだと思います。今後の普及啓発をどのようにお考えか、お示してください。

○情報指令課長（砥川勇人）

現在実施しております普及啓発活動は、各構成市町等の広報紙への掲載、各構成市町担当課の窓口でのパンフレットによる広報、消防局及び構成

市町のホームページへの掲載等を実施しております。これらにつきましては、継続して実施していきます。

また、コロナ禍で自粛しておりました聾学校や聴覚障害者サポートセンター等への訪問を再開させ、関係者等から状況や事情等を聴取し、普及啓発につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○川崎健二議員

実際に出向いて支援するというのはとても大切なことだと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問は終わるんですけども、今回調べている中で、ウェブで申請できるオンライン申請をする自治体が増えました。九州県庁所在地でいうと、福岡、長崎、熊本、宮崎で実施されています。また、この件についてはまた後日、いつか機会を見つけて質問しようと思いますので、さらなる普及啓発に努めていただきたいと思います。

私からは以上です。

◇議長（山下明子議員）

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は2月10日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時44分 散 会

〔当日配付資料〕

報告第1号 諸 報 告 ○例月出納検査の報告について 令和4年8月3日から令和5年2月6日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。 その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。 記 9月7日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和3年度6月分） （一般会計・特別会計等の令和4年度6月分） 9月30日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度7月分） 10月27日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度8月分） 11月28日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度9月分） 12月27日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度10月分） 1月25日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度11月分）

第8号議案	佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例
第9号議案	佐賀中部広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
第10号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第11号議案	佐賀中部広域連合広域計画について
第13号議案	専決処分について（佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

○消防委員会

議案番号	件 名
第3号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
第6号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
第12号議案	専決処分について（令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

議案番号	件 名
第1号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計予算
第2号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
第4号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
第5号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
第7号議案	佐賀中部広域連合条例の誤点の表記を改める条例

令和 5 年 2 月 10 日

令和5年2月10日（金）

午前10時00分～午前10時7分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 田中 英行	○	-	-	11. 江原 新子	○	-	-
2. 田 渕 厚	○			12. 久 米 勝也	○		
3. 堤 克彦	○			13. 中 村 宏志	○		
4. 諸 泉 定次	○			14. 実 松 尊信	○		
5. 野 副 芳昭	○			15. 永 渕 史孝	○		
6. 白 石 昌利	○			16. 松 永 憲明	○		
7. 古 川 輝英	○			17. 川 副 龍之介	○		
8. 筒 井 佐千生	○			18. 重 松 徹	○		
9. 川 崎 健二	○			19. 川原田 裕明	○		
10. 御 厨 洋行	○			20. 山 下 明子	○		

【凡例】 会議時間：①10:00～10:07 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英 隆	副広域連合長	横 尾 俊 彦
副広域連合長	江里口 秀 次	副広域連合長	内 川 修 治
副広域連合長	池 田 一 善	広域連合理事	中 島 武 子
監 査 委 員	力 久 剛	会 計 管 理 者	森 留美子
事 務 局 長	石 橋 祐 次	消 防 局 長	片 渕 義 孝
副局長兼総務課長兼業務課長	宮 崎 直 樹	消防副局長兼総務課長	柿 内 信 一 郎
消防副局長兼警防課長	貞 島 秀 晴	認定審査課長兼給付課長	金 子 健 一
予 防 課 長	谷 口 英 也	情 報 指 令 課 長	砥 川 勇 人
佐賀消防署長	東 山 哲 三		

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	倉 持 直 幸	議会事務局参事	宮 崎 直 樹
議会事務局副局長	西 村 侯 二	議会事務局書記	宮 崎 弘 充
議会事務局書記	勝 見 伸 太 郎	議会事務局書記	倉 谷 裕

本日の案件

- 以下の議案に対する委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決
 - 第1号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計予算
 - 第2号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算
 - 第3号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算
 - 第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 第5号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 第6号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第3号）
 - 第7号議案 佐賀中部広域連合条例の読点の表記を改める条例
 - 第8号議案 佐賀中部広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例
 - 第9号議案 佐賀中部広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
 - 第10号議案 佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 第11号議案 佐賀中部広域連合広域計画について
 - 第12号議案 専決処分について（令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第2号））
 - 第13号議案 専決処分について（佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略、採決
 - 第14号議案 佐賀中部広域連合議会傍聴規則及び佐賀中部広域連合議会会議規則の読点の表記を改める規則
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員指名（諸泉定次議員、川崎健二議員）
- 閉会

● 開 議

◇議長（山下明子議員）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長（山下明子議員）

日程により、第1号から第13号、以上の議案を一括して議題といたします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されておりますので、委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告書（43ページ掲載）〕

○諸泉定次介護・広域委員長

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第4号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）について、委員より保険料の訪問徴収についてはくまなく訪問する方針から情報収集を行い、ある程度対象者を絞り込んで対応する方針に転換しているとのことだが、実際に訪問数は減っているのかという質問があり、執行部より、方針転換により訪問数は減っているが、情報を精査し、差し押さえ等の滞納処理に係る法令に従って対応しているので、滞納者は年々減っているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、滞納者を減らしてきたということだが、訪問することで実情が分かることもあると思う。差し押さえの対象者はどのように決めているのかという質問があり、執行部より、滞納者に対して差し押さえを行う際は預貯金等の財産調査を行い、訪問もするなど対象者の生活実態の確認を行った上で、事務局内で慎重に協議を行い、対象者を決めているとの答弁がありました。

次に、委員より、保険料の低所得者に対する減免の件数が少なく、実態と合っていないようだが、どのように対応しているのかという質問があり、執行部より、滞納者を訪問する際などに減免の対象となる可能性がある方には保険料の減免制度を案内しているとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決の結果、第1号、第2号、第4号、第5号、第7号から第11号議案につ

いては全会一致で原案を可決すべきものとし、第13号議案は全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以上で、介護・広域委員会の報告を終わります。

● 委員長報告の省略

◇議長（山下明子議員）

ここでお諮りします。

消防委員会については、審査報告書の提出に伴う委員長の口頭での報告を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、消防委員会については、委員長の口頭での報告を省略することに決定いたしました。

● 報告に対する質疑

◇議長（山下明子議員）

これより先ほどの介護・広域委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。よって、介護・広域委員長の報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長（山下明子議員）

次に、討論ですが、これまでに通告がありませんので、討論を終わります。

● 採 決

◇議長（山下明子議員）

これより第1号から第11号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第1号から第11号議案は可決されました。

次に、第12号及び第13号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第12号及び第13号議案は承認されました。

● 追加議案上程

◇議長(山下明子議員)

お諮りします。お手元のとおり議会運営委員会から第14号議案 佐賀中部広域連合議会傍聴規則及び佐賀中部広域連合議会会議規則の読点の表記を改める規則が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第14号議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

● 提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略

◇議長(山下明子議員)

お諮りします。本案は提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

● 採 決

◇議長(山下明子議員)

それでは、これより第14号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第14号議案は可決することに決定しました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長(山下明子議員)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定い

たしました。

● 会議録署名議員指名

◇議長(山下明子議員)

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において諸泉議員、川崎議員、この2名を指名いたします。

● 閉 会

◇議長(山下明子議員)

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

令和5年2月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時7分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和5年2月10日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 山下明子様		
介護・広域委員会		
委員長 諸泉定次		
介護・広域委員会審査報告書		
本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。		
記		
議案番号	件名	審査結果
第1号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計予算	可決
第2号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算	可決
第4号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第2号)	可決
第5号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決
第7号議案	佐賀中部広域連合条例の読点の表記を改める条例	可決
第8号議案	佐賀中部広域連合個人情報保護に関する法律施行条例	可決
第9号議案	佐賀中部広域連合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	可決
第10号議案	佐賀中部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決
第11号議案	佐賀中部広域連合広域計画について	可決
第13号議案	専決処分について(佐賀中部広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	承認

記		
議案番号	件名	審査結果
第3号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算	可決
第6号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第3号)	可決
第12号議案	専決処分について(令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第2号))	承認

令和5年2月10日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 山下明子様		
消防委員会		
委員長 川副龍之介		
消防委員会審査報告書		
本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。		

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 山下 明子

佐賀中部広域連合議会議員 諸 泉 定次

佐賀中部広域連合議会議員 川 崎 健二

会議録作成者
佐賀中部広域連合議会事務局長 倉 持 直幸